

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員會議 第二十四号

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 堀川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

理事 高島 修君

理事 中山 正暉君

理事 橋本登三郎君

理事 三池 信君

理事 山口 鶴男君

理事 桑名 義治君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 渡海元三郎君

國務大臣 中村 寅太郎君

(國家公安委員長)

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁刑事局長 本庄 務君

自治大臣官房審議官 森岡 敬君

自治省財政局長 鎌田 要人君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 川崎 幸司君

安部防犯少年課長 加藤 隆司君

大蔵省主計局主計官 岸 良明君

労働省労働局長 古本 実君

労働省労働基準局長 加藤 幸君

労働省職業安定局長 加藤 幸君

局業務指導課長 加藤 幸君

地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申し入れに関する件
公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六八号)
警備案(内閣提出第八五号)

○大野委員長 これより會議を開きます。

この際、連合審査會開會申し入れに関する件についておはかりをいたします。

ただいま建設委員會において審査中の預金湖總會開特別措置法案について、連合審査會開會の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、開會日時等につきましては、兩委員長協議の上決定し、公報をもってお知らせいたします。

○大野委員長 内閣提出にかかる公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 現行法で地方公共団体に關係のある公法人は、いままでに、住宅供給公社と、昨年の地方道路公社、今回の土地開発公社、この三つだと思ひますが、どうでございましょうか。

○鎌田政府委員 法律的に規定がございましては、以上の三つでございします。

○山本(弥)委員 このうち、住宅供給公社につきましては、沿革的に、住宅金融公庫という、いわば庶民層の持ち家対策あるいは建て売り住宅というものと関連いたしました。金融機関から融資をされる。ただし、その場合に、土地を確保してなければ抽せんにも参加できないということ、土地の確保ということが重要になってまいったわけでありまして、本来ならば、都市計画上、市町村あるいは場合によっては都道府県というところが、都市計画の見地から、快適な環境の住宅団地をつくるというところで土地を確保する、しかも、都市計画上、住宅地区としていい環境のところを整備するということとなければならなかったものでありますけれども、当時の財政状態からいいますと、御承知のとおり公営住宅の建設ということに追われたものでありますから、勢い、各県におきまして、住宅供給公社の前身である財団法人あるいは社団法人をつくりまして、県、市町村が中心になったわけでありまして、土地の確保をはかってきたわけなんです。この際も、そういう見地から、ある程度まで将来の見通しに立った起債を認めていただければ、公共団体が当然住宅用地の確保ということができたのではないかと私は思うのであります。ところが、やはり、起債の制限もございしたので、そういう措置をとったわけでありまして、

それで、一応、資金を供給する面と土地を供給する面とが一体となりまして、公法人としての住宅供給公社に発展したわけなんです。そこで、最近では、住宅供給公社が、いわゆる民間の持ち家対策あるいは分譲建て売り住宅という仕事をやる以外に、この公社を利用いたしまして、公営住宅の敷地を、団地造成というふうなことであわせて確保し、それを公社から市が買取をいたしましたとして公営住宅を建てるという軌道に一応乗っていると思ひます。

ところが、あとの二つの公法人ですね、これは最近できたのですが、地方道路公社にいたしましても、土地開発公社にいたしましても、いわば、そういうふうな、金融機関といひますか、低利の資金を融資するということが先行してなくて、地方公共団体が必要に迫られて、やはり起債の制限があるために、まず公益法人をつくり、あるいは会社をつくるというふうなことで先行しているわけなんです。ですから、考え方が民間資金を導入するというたてまえに立って、いわゆる公社のほうから先行し、公法人になったと思うのです。そこで、これが今回公營企業金融公庫に結びつけようという構想になっているわけなんです。これは門司先生も指摘したのですが、公營企業金融公庫と市町村の公營企業の充実をはかっていくという一つの従来の結びつきがあるわけなんです。そこに民間資金を導入するというたてまえでできた地方道路公社あるいは土地開発公社というものが出てきたわけなんです。

そこで、公共団体といたしましては、さきの住宅供給公社のほうも選択の余地はあります。公共団体がやるか、あるいは公社にやらせるかという土地確保の問題。しかし、沿革的にもともと、民間の持ち家対策とか、そういうものに関連しての土地確保ということですから、むしろ住宅供給公社にウェイトをかけてきたわけなんです。ところが、今回の場合は、公庫と結びつけることによって、本来地方公共団体が起債ぎえ十分つけてもらえばやり得ることを道路公社が民間資金を導入するということとつくり、しかも、資金を今度は公庫に結びつけるということになったものから、私のお聞きしたいのは、すでにこれは質問しておることですけれども、その意味からいいますと、公營企業の公庫資金の充実ということについては、別の方法を講じない限りは、いままでの慣性的な、わずかに二億とか幾らというふうな程度のものでなくて、相当思い切った将来の方針

を確立いたしましたし、いくべき必要があるのではないかと思います。それと同時に、本来の公営企業の充実ということと関連いたしますと、この二つの公営以外に拡大することは避けるべきではないかと感じを私は持っております。そして、地方道路公社も、土地開発公社も、本来は、行く行くは公共団体に入るわけですから、それが公共団体の長期にわたる計画の中で起債をして、一気に土地問題を解決する、あるいは道路の建設を急ぐということは、公共団体の財政上に問題があるので、一時こういう公法人の姿をかりるということなんです。これは、私は公共団体と結びつくと思うのです。ですから、この種の公法人を今後どうするかというのをやはりはつきりしておかなければならぬと私は思うのですが、その点の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○渡海国務大臣 いま御指摘になりましたように、これらの公社というものは、いずれも、時代の変遷に応じて、やむにやまれずできたものではないかと思ひます。日本は、社会資本の充実ということに対して非常に力を入れておる。このおくれのおもむきを取り返すためには、現在の限られた財政のワツクの中では解決することができない。むしろ、日本経済の活動の中において、公的資源のほうへ、いままでのような経済そのものへ回す資源を多分に振り向けていただく。そのためには、民間の資金の活用が必要である。しかし、民間資金の活用ということになりますれば、地方公共団体そのものではおのずから限度があるというところから、自然発生的に生まれてきたのがこういういったものではないかと、かように考えるのでございます。その意味から言ひまして、公営企業金融公社は、従来の地方自治体が行ないます公営企業そのものに対する金融の道として開かれた公庫でございますので、その部面として当然伸ばさなければいけないのでございますが、いま山本委員御指摘のとおり、地方道路公社にいたしましても、土地開発公社にいたしましても、何と申しますか、刻々起こってくることに對して敏速に処理

し得るという、活動の迅速化ということのねらいと同時に、民間資金の導入という点に生まれた理由があると思ひます。したがって、こういうふうな法人をつくったときには、それに相応したところの民間資金の活用のための、中央におけるところの公庫といったものが、そのために持つておる住宅供給公社のごとき、金融措置が伴わなければならないのは当然のことであると思ひます。そのために、私どもも、土地開発金融公庫というふうな構想を一応打ち立てたのでございますが、現在の公社、公団の乱発を防ぐという方針もございまして、これをなす得なかつた。その代用と申しては変でございますが、幸いにいたしまして、地方自治団体に對しましては、公営企業金融公庫というものがございまして、これを広義に解釈すれば、公営企業の一環として把握することでもできるというので、土地開発公社にいたしまして、土地開発業者が行ないます全部のものではないでございますが、宅地造成事業その他の業務に限りまして、今公営企業金融公庫の道を開いたという姿でございます。しかし、根本的には、いま申しましたように、新しく出てくるこれらのものの一つの目的が民間資金の導入ということにある限りにおきましては、これの増強と資金面に対する増強ということに對しては、今後とも努力をせなければならぬ問題である。その努力の方向を、新しい、そういう公庫を開くことに求めるか、あるいは、現在ありますところの公営企業金融公庫にさらにそういう任務を付加することによってこれを解決していくか、今後の研究課題として研究しなければならぬ。しかしながら、資金供給面を相当拡充していかなければならないということ、いずれにいたしましても、今後に残された急務ではないかと、かように考えております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、地方道路公社にいたしましても、土地開発公社にいたしましても、公庫の資金を融資する際のワツク、これは民間資金を導入する関連において、一定のワツクで操作されることになりましかね。これは財政

局長からの御答弁をいただきたいと思ひます。

○鎌田政府委員 結果的にはそうならざるを得ないと思ひます。昨日来申し上げておりますように、この公庫融資は、あくまでも一般の金融機関の融資を補充するという考え方でございまして、もちろん、私も、ある程度ワツクの拡大に努力をいたしますけれども、おのずから、毎年度、毎年度におきましては、そのワツクによって制約されざるを得ないだらうと思ひます。

○山本(弥)委員 そういう意味で、私も、もしも反対する必要はないと思ひますけれども、しかし、方向といたしましては、住宅供給公社と住宅金融公庫との関連というふうな、今後の趨勢によりまして、公有地の確保の拡大ということに関連いたしまして、これに関連する金融公庫の設置ということも引き続き努力を願うと同時に、公営企業金融公庫を形の上で活用するということであれば、公営企業公庫の本来の融資機能としての使命、そのウェイトが開発公庫にかかりまして、一方のほうの問題が、分野がだんだん押されてくるということのないように方針をはつきりいたしまして、両方の充実をはかるという体制を、自治省としては常に堅持をしていただかなければならぬと思ひます。

そこでお聞きしたいのは、公庫が、地方道路公社にいたしまして、土地開発公社にいたしまして、融資をする場合は、この公社との直接関係になると思ふのでありますが、いわゆる起債の承認というふうな問題は起こらないのではないかと、かように考えますが、これはどういうお取り扱いになりますか。

○鎌田政府委員 仰せのように、これは、公社に對しまする直貸しになりますので、起債の許可という手続は必要ないわけでありまして、私どももいたしましては、公庫におきまして、やはり、事業の優先度なり、あるいは金融の困難性なり、あるいは採算性なり、こういうものを、そういう意味におきましてはいわゆる金融機関ベースでの査定ということに相ならうかと思ひますが、そうい

うものに基づいて審査をして貸し出しをされるということにならうかと思ひます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、本来、地方公共団体が公営企業を実施してまいります際、あるいは土地の先行投資をする場合等は、これはいまだにこまかい起債の許可が必要なんですね。そうすると、公共団体の場合は起債の許可を必要とし、公共団体と一体となつて、その政策に応じてこれらの公社が融資を受けるというときは起債の許可が必要にならぬということは、公共団体に対する不信行為ではないかと私は思うのですが、むしろ、逐次起債の許可というものははずしていくべきではなからうか。もっとも、資金計画その他の関係はあると思うのですが、それは、年度当初、あるいは地方財政計画等において、あらかじめ、どのくらい公共団体はお金を必要とするのだということとにらみ合わせることによつて、この起債、これは一々いろいろ複雑な書類を自治、大蔵両省に地元の出先機関を通じて出すと思うのですが、しかも、それがますますの、今回は早くおきめになるだらうと思ふのです。今回は、地方債を起すことを從順するような方針でありますので、今回は早くおきめになると思ふのであります。多量な景気が上昇過熱の状態になりますと、起債は抑制されるということにならうかと思ふ。そのときは一々厳重な査定をするということにまた逆戻りすると思ふのであります。いままで私どもが主張してまいりましたという体制下においては、公共団体の身分である公営企業は自由に起債が認められる、公共団体は一々起債の許可がなければならぬ、しかも起債の許可の決定は、時期が年度末に押し迫つて、そのための一時融資を求めなければならぬという体制は、非常に公共団体の自主性を阻害しておるのではないかと、地方債の許可については、全然野放しにするわけにはいかぬと思ひますが、政府資金の配分の関係もあるかと思ひますが、もうぼつぼつ、ある程度その起債の手続は簡略にし、あるいは廃止の方

向に向かうべきではないか。かように考えます

が、いかがでございますか。

○鎌田政府委員 有料道路の起債につきましては、御案内のとおり、四十七年度の地方債計画におきまして二百三億というものを計上いたしておるわけでございまして、そのほか、いまの公社に対する直貸しというものがございまして、

そこで、この地方団体の有料道路事業に對する起債の運用方針でございますが、これにつきましては、御案内のとおり、地方団体の場合でございますれば議会の議決を経まして、建設大臣の認可を受ける。こういうことになっておるものでございまして、それにつきましては、一応、起債も、それに対応いたしまして、いま先生が御指摘になりましたような、根掘り葉掘りこまかいことを言ったりしたりするようなことなしに、これは起債を迅速にいたしておるというところでございまして、

それから、この道路公社の場合におきましても、やはり、何でも自由に公庫から融資を受けられるというわけではございませんで、御案内の建設省所管の有料道路無利子貸し付けの制度がございまして、その対象になっておるものにつきましても、形として融資をするということでございますが、形として融資する、一方は起債の許可があり、一方は直貸しだ。この点につきましては、確かに御指摘のような点があるかと存じますけれども、現実の事務的な面におきましては、そういうことのないように私ども運用をいたしておるところでございます。今後またそういうふうにご努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○山本(弥)委員 ちょっと、努力してまいるというこの趣旨を聞き漏らしたのですが、起債の許可については簡略にし、あるいは許可制度を廃止する方向に努力をするという意味ですか。

○鎌田政府委員 地方債の許可制度の問題まではいま私申し上げておるわけではないのでございまして、これにつきましては、再三この席におきましても御論議がございましたように、私も、い

まの段階といたしましては、資金の合理的な配分、地方団体に對する公平な配分という面から見まして、ここ当分はなお許可の制度を残さざるを得ないのではないだろうかと思つております。ただ、その許可につきましては、いたずらに煩瑣注文をつけまして遅延するということとは、私もいま毛頭やつておるつもりはないわけでございまして、許可の手続をできるだけ迅速かつ簡易にしてまいりたいという考え方でございまして、

特に、有料道路の場合には、ただいま申し上げましたようなことがございまして、建設大臣の認可を受けられたものにつきましては、いわば無条件の形で起債の承認をして、公庫融資なりあるいは繰越資金なりというもので調達をしておられる。こういうこととございまして、この点につきましては、道路公社が直接公庫から融資を受けられる場合と事務的その他におきまして差がないというふうにご考慮しておるわけでございまして、今後ともなお、その点につきましては気を付けてまいりて運用してまいりたいということをお願いいたします。

○山本(弥)委員 地方公共団体の予算は、市町村の場合は県に報告し、それが自治省に参入するものであります。そういう予算がございまして同時に、報告制度もありまして、その段階で、著しく不当な起債を計上しておるという場合にはチェックができると思うのです。そういうことから考えますと、やはり、今後、ある程度まで自主的に地方公共団体が予算の執行が行なえる。ただ、政府資金の配分については、ある程度まで配分を配慮しなければならぬと思う。それは、配分の方法をきめてやれば、それなりに公共団体も責任を持って予算の執行に当たるということと、起債の許可につきましては、あまりこまかく自治省で干渉しないように、一國の国債発行は包括的なものですね。一々こまかい事業についての償還財源なんかは考えていないわけですね。公営企業の場合には、ある程度まで公営企業の経営の実態というものを把握しておかないと、どのぐらい——独立採

算については、今日、それを守ることでございまして、外部要因によって乱れてきておると思ひますけれども、それにしても、ある程度まで公営企業としては将来の見通しを立て、一般会計からどのくらい繰り入れをしなければならぬかということとは配慮しなければならぬと思うのであります。地方公共団体の予算全体から言へば、その占める起債の率等が将来の財政に危殆を与えないということであれば、個々の起債、どの条についての起債とかなんとかいうこまかい指導あるいは許可ということとは、今後やはり廃止の方向で御検討願いたい。これは私は強く要望申し上げます。

それから、公法人の問題につきましては、今後やはりこれを拡大しないという一応のめどをお立てになつておりますか。

○鎌田政府委員 これは将来のこととございまして、断定的なことを申し上げることはいかかかと思ひますが、今度の土地開発公社のように、こういう形で公法人を法律上つくるといふことは、当分のところはなはないのではないだろうかというふうには私は存じております。

○山本(弥)委員 終わります。

○大野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 本法案自体はごく簡単でございますので、この際、公営企業自体の問題について、ことに、そのあり方について自治省の考えをただしたいと思うのですが、公営企業のうち、何としてもいま一番重要な問題になっておるのは公共交通事業だと思ひます。六大都市の公共交通事業は経営が非常に悪化して、昭和四十年末まで、六大都市合せて四百二十五億円の不良赤字が累積されて、そのため、四十一年に、政府は、ことに自治省は、四百二十五億円の財政再建債を発行して、四十八年度中にこの赤字を全部解消して財政を立て直すという財政計画を立てた事実があるかどうか。

さらに、その内容を若干補足しますと、もうわかつておるならそれでけっこうですが、この財政再建計画の内容は、国から、わずか、再建債の利

子補給、利率年八分のうち三分五厘をこえるものについて利子補給を行なう。それで、六大都市の、この利子補給をして国が補助する額は六十九億ということ。それに引きかえて、合理化の案として、第一に路面電車事業の廃止、二がバス路線の再編成、三がバス車両のワンマン化等を骨子とする労働者の労働強化と、それから住民への犠牲が相当加わってくるような内容のものであつたわけですが、この事実はありませんか。どうですか。

○鎌田政府委員 御案内のとおり、昭和四十一年に地方公営企業法の一部改正を行ないまして、この法律の中におきまして、財政再建の規定を設けました。昭和四十一年三月末日現在の不良債務額につきましては、ただいまお述べになりました六大都市につきましては、四百二十五億円の再建債を発行いたしました。四十八年度までのおおむね七カ年計画、横濱は五十四年度まででございますが、それによりまして財政再建を行なう。その内容、骨子といたしましては、経営の維持が困難となつた路面電車事業の廃止、バス路線の再編成あるいはバス車両のワンマン化といふものを行なうことにいたしますと同時に、再建債の利子補給、それから一般会計からの援助、軌道敷、車両等の財産売却収入といったものによりまして、ただいま申しましたような再建企業の再建を助ける。こういう一連の措置が、國並びに当該公営企業を経営いたしております地方団体を通じてとられたところでございまして、

○林(百)委員 昭和四十一年に立てられたこの財政再建計画は、元金の三分五厘以上のものについて、利子補給を一般会計で補てんさせるということとだけでありますので、ことに、地方自治体としては、財政的に非常に大きな圧迫があつたことは否定できない事実だと思ひます。政府が見るのは利子補給だけですか。

そこで、各公営交通企業は、政府の指示に基づいて合理化をやったり、軌道の敷地などの財産を売却する等によって赤字を解消することにつとめ

具体的な内容ということにつきましては、これから私どもも早急に詰めを行なつてまいらなければならぬということをごさいます。その内容として、これをこういたします、これをこういたしますというのを、ただいまこの段階ではまだ申し上げる状態には至つておらないわけをごさいます。

○渡海国務大臣 実は、いままでの経過から申し上げますと、ことしのたしか一月十日であつたと思ひますが、予算編成の過程におきまして、自治省関係の予算について、大蔵大臣と自治大臣との折衝をする段階がございました。その中に、このような問題は含まれないことをごさいました。事は焦眉の急でございまして、この問題を特に大蔵省に申し入れまして、運輸大臣も入つていただいて、三者で、この予算編成の時期をつかまえて申し入れをさせていただきたいというところを行ないまして、私のほうから、抜本的な改正を、四十八年度において、交通事業について行ないたいというこの申し入れを行ない、大蔵大臣並びに運輸大臣の同意を得たといういきさつになっております。このことに対しては、先般、当委員会へ大蔵大臣が出席されました際、委員の各位からの質問に対して、大蔵大臣も、国庫財政の立場にあられる大蔵大臣としても取り組むからということをご説明していただいたような状態でござい

ます。この問題は、単に運輸、大蔵だけの問題でなく、あるいは建設、あるいは国家公安委員長等も、あるいは経済企画庁等も関係するところが多々あると思ひますが、とりあえず一審関係の深い運輸大臣、大蔵大臣に御同意を得て、政府内部において、総合対策の形においてぜひとも取り組まなければならぬ。このように考えておるような次第でございまして、いま申しましたように、具体的な内容はきめておりませんけれども、取り上げられる問題といたしましては、企業経営の改善、合理化。これは経営主体のあり方まで含めて考えなければならぬ問題の一つでなからうかと考えております。それと同時に、企業環境の抜本的改善

ということが必要でなからうかと思ひます。現在の大都市の状態をながめましたならば、人口のドーナツ化の現象が起つております。また、あらゆる車が都心に入つてくることによりまして、路面に渋滞を来してしております。また、私営のバス、あるいは国鉄、あるいは地下鉄その他が、はたして系統ある分野で運営されておるかどうかというところになりました。重複の面もあり、また抜けておるような面もある。これらの交通関係を一貫的として考えなければならぬような問題があるのではなからうかと思ひます。

また、現在のバス経営で一番困難になっておりますのは、何と申しまして、路面の渋滞によるところの走行距離の縮小によりまして起きておる赤字が多いのでございまして、これら専用レーン等の改善をはかつていかなければならぬいじやなからうかと、かように考えておる次第でございします。バス経営にいたしまして、この意味からいたしまして、あるいは地下鉄との関係、あるいは他の私鉄等の関係から考えて、運行路線の再編成、あるいはワンマンバスの強化というふうな点で努力をしていただかなければならぬのではなからうかと思ひております。

なお、自治体は持つておりますところの、今後非常に重要視されてくるであろう地下鉄あるいはモノレール等に対して、現在の国庫補助の制度でいじようぶであらうか、あるいは、地方自治体はもう少しこれらに対する資金面で強化せなければならぬのではなからうかといったような問題もあるのではなからうかと、かように考えております。それと同時に、公共交通でございまして、採算を度外視してのいわゆる行政路線というものも考えられますが、これらについての一般会計との間の負担区分というものも非常に慎重に検討せなければならぬ問題でなからうかと考えます。また、路面電車の撤去に伴つて起きておりますところの過去の累積赤字、これが現在の交通に加えておる加重ということをごさいます。現在のものに、路面電車によるところの赤字を現在のものに

加重しないような方法で何らかの解決の方法はなからうかというふうな、多方面の検討が必要でなからうかと、かように考えます。したがいまして、各方面の関係機関と連絡をいたしまして、慎重にこの問題について検討を加え、四十八年度におきましては、そういった根本問題に就いての再建策を立てることによりまして、公共交通の健全運営というものを期してまいりたい。このように考え、目下努力を進めておるのが私たちの姿でございまして、その意味におきまして、当委員会におきまして、これらの問題で小委員会等をつくつていただきます。積極的に御示唆を賜われれば幸いである。このように考えておる次第でございします。

○林(吉)委員 大臣の言うことはわからないことでもないのですが、鎌田さんの言うこととちよつと氣になるのですけれども、料金を上げるときには思い切つて上げるということはどういう意味でございましておるのか。非常に簡潔なことばでございまして、あなたの真意が伝えられておらないかもしませんが、第一次再建計画が失敗した大きな理由は――企業の合理化という点については相当努力をしたわけですね。たとえば、路面電車を廃止するとか、バス路線を再編成するとか、車両のワンマン化をするとかというふうなことも別にありましたけれども、やはり基本は、国の財政援助が三分五厘以上の利子の補給で、これがわずかに六十九億ですか。大臣も先ほど言われましたけれども、公共性を持つておる行政路線についてはあとでちよつとお尋ねしたいと思ひますけれども、そういう公共性を持つておるこの地方公営企業の交通事業に対して、国のもっと積極的な財政援助をするという姿勢を自治省自体がもっと強固に持つて大蔵省に当たるなり、あるいは経済企画庁なりに当たるなりしなければ、料金を上げるということでは問題の本質が解決できないということ、第一次再建計画でこれはもうはっきりしておるのじゃないでしょうか。その点、どう考え

ますか。どうも、鎌田財政局長がそんな姿勢では、これは大蔵省あたりにやられたり、経済企画庁あたりにやられてしまう心配があるのですけれども……。

○渡海国務大臣 局長から、まあ、ことは足らなかつたために、そのような……。私、就任いたしましたから、この問題で相当各地方自治体と取り組んでまいりましたのでございします。もちろん、いま申しましたように、根本的な環境の変化ということでは、料金改正だけでは赤字というものは解消できないということもわかつております。しかしながら、鎌田局長がいま申しましたように、上げるべきときには上げていただきたいと申しますのは、それらを抜きにいたしまして、料金を上げなければならぬものに対しての努力というものの――まあ、何と申しますか、これがだめなんだから、どうせ赤字が出るんだから料金は上げることに對してはためらうんだというふうな、積極的な努力というものに欠けておられたような節があることも事実でございします。もちろん、私たちもやることはやりますが、やはり努力もしていただくことによりまして、私たちも強く打ち出したい。御共鳴を得まして、今回、各五大市ごとに、私たちも、四十八年度でこれだけの姿勢を示す、その上に立つてわれわれもやるものはやろうじやないかという意見で一致していただいたのが、昨年末から本年の初めにかけての、大都市の交通をかえておられる皆さま方と私たちとの、少なくとも話し合いの過程で生まれたものでなからうかと思ひます。そのような経過の過程から、いま局長があのような答弁をいたしました。いま自治省は、やるべきことをやつて、初めてやるべきじやないかということ、これは、卵が先か鶏が先かということとはわかりませんが、この点につきましては、私たちの意圖するところも御了解を願ひまして、積極的にわれわれも住民に對してお願ひをしようということ、値上げ申請をしていただいたのが今日の姿でなからうか。これが今度の四十八年の抜本改正に至るまでの経緯でございしますので、その意味の経

過を、鎌田局長から、ただ料金の値上げという点についてしぼって言うためにことばが足らなかったものでございませうけれども、そのような意味でひとつ御理解を賜わりたいと存じます。

○林(百)委員 大臣が鎌田局長をかばう気持ちもわからないこともないのですけれども、しかし、地方自治体の持っている交通機関、都営バスとか、あるいは都営電車とか、あるいは市バスとか、そういうようなものに地域住民が非常に親しみを持っているのは、非常に低廉な運賃で旅客を運搬してくれるところ、他の営利企業の行なっている交通事業とは別な、また、市民的な親しみを持っているわけなんですから、その市民の期待にこたえるような努力を、各自治体、ことに自治省は責任を持って行なっていくかなければならないと思うわけなんです。そういう意味で、私も、その点を考えて、国の財政的な援助をもっと積極的にさせるような努力を自治省はさらに一そうすべきではないかということを言っているわけなんです。たとえば、工業用水については、これは公営企業ではないのですが、国から建設費並びに三、五割の維持費が出されているわけなんです。ところが、路面交通についての補助制度というものを聞いたことはないので、路面交通には補助制度が適用できないようになっていくのですか。できなけれども、できないというのですか。大臣でも局長でもいいですが、お答え願いたいと思います。

○鎌田政府委員 公営企業につきましては、基本的に私どもが考えておりますことは、一般のいわゆる行政サービスと違いまして、公営企業の場合でございますと、サービスが特定をし、その受益というものが結局特定個人に特定をされる。こういうようなことがございまして、したがって、いまして、基本的には、当該企業からある収入をもって当該企業の運営に要する経費をまかなう。これが基本だろと思うわけでございます。ただ、その中におきまして、たとえば、当然行政の面で受け持つべきものがある。公営企業の場合でございますと、その自治体の政策によりまして、生活保護世帯なり、あるいは身体障害者の方なり、こういった方々に料金をまけておる。こういうものにつきましては、当然市の社会政策の一環として行なわれるわけでございますから、そういうものは一般会計でもってまかなう。これをいわゆる一般会計と企業会計との負担区分と申しておるわけでございますが、そういうものにつきましては、当然一般会計からの繰り入れによってまかなうというところでございませう。ただ、全面的に経営の赤字をやりくりするために、一般会計なり、あるいは他会計から補助を出すということは、たてまえておかしきという気持ちを私どもも持っておるわけでございます。また、それが補助金が出ておらない理由であるというふうな考え次第でございます。

○林(百)委員 ところが、たとえば都内へ乗り入れている路面バスで、西武と関東と、それから都と三つがあるわけですが、このうち民間が採算がとれないということで路線を放棄してしまつて、それを都が肩がわりしているところがあるわけですね。これは、都民の足の問題として、民間企業が採算が合わないからといって廃止されたのでは、勤労都民のためにはなだ不都合が生ずるということ、それで都が肩がわりしているところがあるのです。こういう面を見ますと、民間は採算一本で貫いているわけなんですけれども、しかし、都のほうとしては、そこへ公営企業的な性格を貫いて、民間事業が採算がとれないところでも都が肩がわりしているという事実があるわけなんです。いまも、大臣は、行政路線については補助を考えているとも言っているわけなんですけれども、どうも鎌田局長のほうがかたくなで、何か、大蔵省の言うことをかかわって言っているように聞こえるんですけれども、それはどういうわけなんですか。

○鎌田政府委員 決して私はそういうつもりで申し上げておるわけではございませんが、ただ、企業会計の本質というものは、あくまでも企業自身の白まかないでやるということが基本である。それに対して、一般会計と企業会計との負担区分の原則というものを立てまして、それに基づいて、一般会計が持つべきものにつきましてはそれぞれ行政援助の道がある。こういうことを申し上げておるわけでございます。

ただいま、私鉄の経営路線を放棄して、それを公営に肩がわりをしたという事例をお話しになられたわけでございますが、寡聞にして、私、実は、それを知らなかったわけでございますけれども、おっしゃいますことは、先ほど大臣から申しました行政路線と申しますか、生活路線と申しますか、能率的な経営を行ないまして、なおかつ交通需要というものが少ない。しかしながら、やらないわけにはいかない。いわゆる過疎バスのものにその典型を見るわけでございますが、そういうものに対する取り扱いをどうするか。これは今後の一つの大きな検討課題であろう。その点まで否定しようというところは、私は、毛頭申し上げておらないわけでございます。

○林(百)委員 大臣、あなたの言われた行政路線というのと、一般路線との区別というのは、どういう基準で考えているんですか。

○渡海国務大臣 これは、今後検討していただく課題であると思いますが、私は、これは非常にむずかしい問題でなからうかと考えております。その基準をどこに求めるかということについては慎重なる検討が必要とされるのではなからうかと思ひますが、独立採算制を貫く反面において、たとえば、病院経営にいたしまして、その他にしまして、ある程度基準を設けて、一般会計からの繰り入れの許すべき範囲というもののルールを何とか打ち出せるような方向を見出したい。それによって、乱に流れるようなことをしたくないと私は考えておるのでございます。たとえば、先ほど料金の件に触れましたが、一つの都市で、安易にそのことをやることによって、料金を上げないんだと言っておられる。このことは、赤字を承知で料金を上げられない。そのために、他の都市

が料金を上げたとしても、よその都市が上げないために上げられないといったような事例が起きておったことは事実でございます。そういう弊害が起これば、各都市がルールに従って持つべきものは住民にも持つていただくという努力ができるようなルールを何とかきめこまかく設定するような道を開きたいというのが私の考えでございます。どういふふうになるのかといふ具体的中にございませう、お答えすることはできませんので、ございませう、実情に合わせまして、今後抜本対策を立てる過程におきまして、専門家の他の意見等も聞かしていただき、実情を把握した上で、一つのルールをきめ、各自治体がお互いにかつてな姿によって、他の自治体の行なうことをしにくくするといったようなことが起こらないように、各自治体がそれぞれのルールのもとに公営企業を実行、運営していくことができるような一つの道を開きたい。これが私のいまの念願でございます。

○林(百)委員 これは大臣と大蔵省に伺ひます。大蔵省の方には、さつきからお待たせして結構でしたが、実は、どの公営企業を見まして、非常に赤字が累積しまして、いまのままでいくならば容易ならぬ事態になると思ひます。その第一、かきととして考えなければならぬのは、独立採算制というものを公共性のある公営企業にどこまでも貫いていくということでは、とうていこの赤字を解消することは不可能だと思ひます。さつき鎌田局長の言われる料金を一定のときに上げたとしても、そのときは埋まったとしても、次のベアアップの資金までも保障できないというふうな事態が発生しますし、また、一般市民から見れば、公共性がありますから、そう一挙に二倍も三倍もの料金を上げるというわけにもいかないわけで、そういうことから考えてみますと、やはりこれは一般会計で見えていくという方向、そして、財政需要額の算定基礎に入れるか、あるいは一般財政から補助を出すか、こういうことをここで思い切つて考え直さなければならぬ時期が来ているのではないかと。そうでなければ地方公営企業がほと

んど成り立たなくなってしまう。こういうように思うわけなんですけれども、これについては、自治省と大蔵省では一体どういう考えをお持ちになつていますか。お聞きをしたいと思います。

○渡海国務大臣 自治体ですべてを行なうものであります。また直営で行わなければならぬような事業でございましたら、民間でも行なつておるようなものにつきましては、やはり独立採算制で、受益者負担という姿でやっていたくのが当然でなからうかと思ひます。ただ、公営で行ないます企業でございますから、採算を度外視しての公共性を持つ路線でも営業しなければならぬ。それらの区分をどうするかというところは、いま申しましたように、慎重に検討して、一つのルールをつくらなければならぬが、独立採算制そのものは、企業である限りにおいては、やはり基本として持っていく。これがあり方でなからうかと私は考へておる次第でございます。単に公営企業であるからというので、安易に一般会計からの繰り入れを考へて、独立採算制の基準を無視するといふようなことは厳に慎まなければならぬものである。したがって、一方においては、いま言いましたとおり行政路線というものは、ルールを確立するとともに、一方におきましては、独立採算制の基本というものについて、経営の合理化その他によって経営効率をあげていただくことが本来の行き方でなからうか。このように考へておるような次第でございます。

○加藤(隆)説明員 公営企業の問題につきましては、何回かこの委員会でも議論がなされて、問題の重要性と困難性は、申すまでもなくたいへんなことだろふと思ひます。ただいま自治大臣からお話ございましたように、原則的な考へ方は、特定の利用者が特定の利益を得るというようなサービスでございますので、最近はやりの公共財の経済学というようなもの、公営企業のサービスについて論じておりますが、やはり同じような考へ方でございます。だれもが等量の消費ができて、ある人がそのサービスを享受いたしまして

も、他の人も享受できる、それから外部経済性が非常に大きい、こういうような二つの性格で分類いたしまして、両方のウェイトが一〇〇%ずつのもの、これが完全公共財でございます。これは税金で負担をしてしかるべきものである。その比率が漸次落ちるに従つて問題が出てくるわけでございますが、社会経済の発展に伴つて、そういう二つの要素の比率が低いものも、固より公共団体なりが出ていかなければならぬ事態が出てくることは当然でございまして、公営企業サービスに關する限り、本質的には特定の利用者が特定の利益を得る。

問題は、外部の条件がそういう独立採算制や何かを貫徹することを妨げる要因が出てきていふところ。問題があるのではなからうかと思ひます。たとえば、御承知のように、四十一年度の再建計画の際に、路面電車を撤去し、バス路線の再編成をやり、ワンマンカーをやるといふ、これは正しい措置であつたわけですが、その実現を保証する都市計画なり公共施設の配分計画なりがバラバラに動かなかったがゆゑに、バスのスピードは落ちるし、路面の路線を撤去したあとの地下鉄の建設がうまくいかなかったし、あるいは過疎過密の問題で大都市に人口が予想外に集中した。こういうような他の条件によつてそれが実現できなくなつたがゆゑに、いろいろな問題が起つてきていふのではないかと。したがって、本質的な問題は、あくまでも独立採算的にやるべきものであり、料金というかこうでサービスの対価を吸収して営んでいく事業、あるいは経費であるかと思ひますが、そういうような他の条件から阻害されて問題が出てくるものをどういふふうに考へるか、こういうような問題かと思ひます。

議論をしつとあるところでございます。

○林(百)委員 国の公共料金、たとえば国鉄運賃、あるいは健康保険料、あるいは電信電話料金、あるいは私鉄のバス、タクシー代金、あるいは最近の米の代金まで上がつていふ。こういうような国自体の管理している公共料金を上げていふときに、また、市民に最も親しまれ、また、料金が安いがゆゑに、自分の日常生活に最も密着な關係を持つと市民が受け取つておる地方自治体の公営交通企業の料金まで、さつき鎌田さんの言われるように、上げるときには思い切つて上げたほうがよいというように、さつき上げられていふたものでは、一方で国の公共料金で縛られ、一方で、地方自治体の公営企業の公共料金で縛られるということになります。しかも、それが受益者負担というやうな名のもとに上げられるといふことになる。住民はやりきれないと思ひます。だから、地方自治体の歴史的な経過もあつて、いまもつて三十円とか四十円、あるいは上げても五十円というやうな、庶民的な料金で行なつていふ公営交通企業については、せめて、国も、そういう市民の持つていふ生活感情あるいは生活条件を見て、十分考へてやる必要があるのじやなからうかと私は考へるわけですが。

そこで、自治省で、公営交通企業を一般会計でかりに見るとしても、南どめが必要だといふやうな答弁がこの委員会でもなされたのですけれども、これは何か特定の財源を考へていふといふやうにもわれわれ聞いておるのですが、これについて何か考へていふのでしようか。

○林(百)委員 地下鉄の建設の補助率の引き上げの問題であります。これは何か積極的に考へていふように私たちが聞いていふのですが、現状では、言うまでもなく、地下鉄建設費については、国が二五%、地方自治体が二五%ということになつておるわけですが、ところが、東京都では、地下鉄で四十六年度末で百億の赤字が出ておるというところで、おが党としては、国が四分の三、地方が四分の一というふうな、こういう建設費のばく大にかかる交通機関については、費用負担をすべきではないかというやうに考へていふわけですが、しかし、これについては、国の補助を引き上げる方向も検討しているといふやうに聞いておりますけれども、これは大臣、それから大蔵省の加藤さんが見えなくなつていふやうに、積極的に引き上げる方向で検討がされていふのでしようか。どうでしようか。

○渡海国務大臣 運輸省の所管になりますので、私のほうから答へるわけにいきませんが、いま申しました四十八年度の抜本対策の一環といたしましては、検討をすべき問題でなからうかと、このやうに考へておる次第でございます。

○加藤(隆)説明員 地下鉄の国からの助成につきましては、御承知のように二つございまして、一つは運輸省所管でございまして、これはいまお話しがありましたように、前年度の建設費の二割五分というやうな補助が行なわれております。もう一つは、公営地下鉄の事業の再建費の残高につきまして、利子補給を自治省計上でやつております。お尋ねの件は、前者の運輸省の補助金のことかと思ひますが、これにつきましては、当初の出発点におきましてはもっと低い補助になつておつた

のでございますが、四十四年度以降かなり改善をされておまして、これを引き上げるといふようなことは聞いておりません。

○林(百)委員 そうすると、自治大臣は、積極的な方向で、四十八年度の第二次の地方の公共交通企業の再検討の際には、この点も問題として考える必要があるのだ、と、そういうようなお答えでした。

○渡海国務大臣 そのとおりでございます。検討をしていただく事項と考えております。

○林(百)委員 私のほうのこの法案に対する態度を簡単に述べて、それで終わりにしたいと思っておりますが、従来から、土地開発公社とか、観光開発公社とか、学校公社とか、道路公社というような公社の設立が行なわれて、結局これが議会のチェックからも離れ、住民の意思からも離れ、民主的でない行政の拡大の方向へ走る傾向があるわけなんです。そして、こういう機関から汚職が発生したりしておるわけなんです。したがって、こういう公社組織ですね。地方自治体の議会や自治体の行政機関から直接監督を受けない公社をつくるということについては、われわれは批判的なんです。本来は、地方自治体の財源を確保することによって、地方自治体が公正な立場に立つて、これらの公社の行なう行動を律すべきものだと思ふわけなんです。ところが、この法案は、地方道路公社に公営企業金融公庫融資を行なうとするものであることは言うまでもありませんが、これは、建設資金を高利の民間資金に大幅に依存している既設の地方道路公社の現状をある程度緩和することにはなりますけれども、その点では、高利の民間資金に大幅に依拠しておる地方道路公社の資金源をこの公営企業金融公庫の融資でかえるということとは、ある程度は地方自治体の意向に沿うものであるということまで私たちは否定はいたしません。しかし、この際強調しなければならぬことは、この措置が、従来から地方自治体が強く要求してきた地方道路財源の拡充、特に、道路目的財源の地方への大幅な移譲という基本的

な要求にこたえるものでないということなんです。また、そのこととともに、この措置が、住民負担をしいる地方有料道路を一そう拡充して、そして、それが受益者負担という形で、結局は住民の負担に転嫁する道を開くものである。これは道路整備五カ年計画の中で、総事業量の約四分の一を有料道路でカバーしようとしている国の国民負担の道路政策、道路行政を、地方自治体の段階で推進させる役割りを果たすことになるというように思ふわけでありまして。したがって、われわれは、特別に公営企業金融公庫で融資して有料道路をつくり、受益者負担という形で、結局は、住民の負担に通ずる道を開くための本法案に対しては、賛意を表するわけにいかない。反対の態度をとらざるを得ないわけなんです。

討論の時間が非常にもったいないので、質問の最後に、わずかな時間をさいて意のあるところを申し上げまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○大野委員長 これにて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○大野委員長 これより討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出にかかる公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、上村千一郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び門司亮君から、四派共同の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。上村千一郎君。

○上村委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表し、公営企

業金融公庫法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公営企業の経営の健全化ならびに地方道路公社等に対する資金を確保するため、左の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一、公営企業金融公庫に対する政府出資金を大中に増額すること。

二、公営企業金融公庫の発行する政府保証債の発行枠を大中に増額すること。

三、公営企業金融公庫の貸付対象事業を拡大するとともに、利率の引き下げ、償還期限の延長等貸付条件を改善するため、国庫補給金の大山を増額等必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆さま方の御賛同をお願いいたします。

○大野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議の採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、上村千一郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海自治大臣。

○渡海国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分に尊重し、今後、その改善に努力を怠りまいりたいと思ひます。

○大野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時四十三分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる警備業法案を議題といたします。

まず、本案について補足説明を求めます。後藤田警察庁長官。

○後藤田政府委員 警備業法案につきまして、補足して御説明いたします。

まず、第一条は、この法律の目的について規定したものでありまして、この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正をはかることを目的としております。

警備業務は、他人の需要に応じて人の身体財産の安全を守る業務であります。近年、その事業数の増加に伴って、業務実施にあつたての不法事案や、あるいは警察官の制服に類似した服装をして世人から非難を受ける事案等がありますので、今後、このような事態の発生を防止するため、必要な規制事項を定め、警備業務の実施の適正を確保しようとするものであります。

次に、第二条は、警備業務、警備業等について所要の定議規定を設け、この法律の規制を受ける営業及び業務等の範囲を明らかにしたものであります。

次に、第三条は、警備業者について一定の欠格事由を規定するものでありまして、禁錮以上の刑に処せられ、またはこの法律の規定に違反して罰

金の刑に処せられ、その執行を終わる、または執行を受けることがなくなつてから三年を経過してない者、あるいはそれらの者を役員として法人については、警備業を営んではないこととしております。

次に、第四条から第六条までは、警備業者の都道府県公安委員会に対する届け出義務について規定したものでありまして、警備業を営もうとする場合において、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、また、すでに届け出をして警備業を営んでいる者が、他の都道府県においても営業しようとする場合においては、その都道府県の公安委員会に対し、それぞれ必要な事項を届け出なければならぬものとし、さらに、警備業者が警備業を廃止したとき、またはその届け出事項に変更を生じたときは、必要な事項を届け出なければならぬこととするものであります。

次に、第七条は、警備員の制限について規定したものでありまして、十八歳未満の者及び警備業者と同様の欠格事由に当たる者については、警備業務に従事してはならないものとし、また、警備業者はそれらの者を警備業務に従事させてはならないものとするものであります。

次に、第八条から第十二条までは、警備業務実施にあつた警備業者及び警備員の義務について規定したものであります。

第八条は、警備業務の実施に伴つて発生するおそれのある違法または不当な事実を防止するため、警備業務実施の基本原則について規定したものでありまして、警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、特別に権限を与えられていないものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に干渉してはならないこととしております。

第九条は、警備員が警察官等の制服に類似した服装をすることによって、一般市民から誤解や非難を受けることのないようにするため、警備員等の

の服装は、一定の公務員の制服と、色、型式または標章のいずれかにより、明確に識別することができるものでなければならぬこととしております。

第十条は、警備業務の性格にかんがみ、警備員等は、法令によって禁止されているものを除き必要な護身用具を携帯することができることを明らかにするとともに、公共の安全を維持する観点から、公安委員会は、護身用具の携帯について、必要な禁止または制限をすることができることとしております。

第十一条は、警備業者は、警備員に対し、この法律で定められた義務を履行させるために必要な教育を行なわなければならないこととし、また、警備員に対し所要の指導監督を行なわなければならないこととしております。

第十二条は、警備業者は、営業所ごとに警備員の名簿その他必要な書類を備えつけ、必要な事項を記載しなければならぬとするものであります。

次に、第十三条から第十五条までは、公安委員会による監督について必要な事項を規定したものであります。

第十三条は、公安委員会は、この法律の施行に必要な限度内で警備業者に対し、必要な報告及び資料の提出を求め、または、警察官に、その営業所に立ち入り、関係物件を検査させる等の措置をとることができることとしております。

第十四条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定等に違反した場合または警備業務に關し他の法令に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会は、警備員を警備業務に従事させない等の措置をとるよう指示することができることとしております。

第十五条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定等に違反した場合で、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、または、第十四条の規定に基づく公安

委員会の指示に違反した場合は、公安委員会は、六月以内の営業停止を命ずることができることとし、また、警備業者の欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、公安委員会は、営業の廃止を命ずることができることとしております。

次に、第十六条は、営業の停止を命ずる場合に聴聞を行なうべきこと及びその手続きについて規定してあります。

次に、第十七条は、方面公安委員会への権限の委任について規定してあります。

次に、第十八条から第二十一条までは、最高額三十万円以下の罰金刑その他所要の罰則について規定してあります。

最後に、附則におきましては、施行期日及び必要な経過措置について規定してあります。

以上が警備業法案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○大野委員長 以上で補足説明は終わりました。

○中村(弘)委員 さきに趣旨説明もございましたが、ただいま長官から補足説明がございましたので、おられますので、大臣に、まず、この警備業法、いわゆるガードマン法というものを制定するに至りました基本的な必要と申しますか、趣旨と申しますか、そういったものを、この社会的背景、その経過といった観点からお伺いしたいと思います。

委員会の指示に違反した場合は、公安委員会は、六月以内の営業停止を命ずることができることとし、また、警備業者の欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、公安委員会は、営業の廃止を命ずることができることとしております。

次に、第十六条は、営業の停止を命ずる場合に聴聞を行なうべきこと及びその手続きについて規定してあります。

次に、第十七条は、方面公安委員会への権限の委任について規定してあります。

次に、第十八条から第二十一条までは、最高額三十万円以下の罰金刑その他所要の罰則について規定してあります。

最後に、附則におきましては、施行期日及び必要な経過措置について規定してあります。

以上が警備業法案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○大野委員長 以上で補足説明は終わりました。

○中村(弘)委員 さきに趣旨説明もございましたが、ただいま長官から補足説明がございましたので、おられますので、大臣に、まず、この警備業法、いわゆるガードマン法というものを制定するに至りました基本的な必要と申しますか、趣旨と申しますか、そういったものを、この社会的背景、その経過といった観点からお伺いしたいと思います。

もつて警備業務の実施の適正を図る」という条文を具体的に説明していただきたいと思うわけであります。

○本庄政府委員 先ほど、長官の補足説明、あるいは大臣の立法の趣旨について説明がございましたが、それらの趣旨を、この一条で、「目的」として明確にございまして、先ほどの説明にございまして、警備業務の実施に際しまして、違法あるいは不当な事実がほつぽつ発生してきておるといふ実情にかんがみて、必要な法律の規制を加える、そして警備業務が適正に行なわれるということを確保するというのがこの法律全体の目的であるということを冒頭に鮮明にしたというのが第一条の規定の趣旨でございます。

○中村(弘)委員 結局、警備員の不法、不適性といひますか、不統制といひますか、そういうものの規制を規定し、警備業務の適正な実施をはかるということでございますが、その中には、業者の育成といった指導的な要素は含まれていないようでありまして、その辺はどのようにお考えでございますか。

○本庄政府委員 ただいま申しましたように、この立法の趣旨が、必要な法的規制を加えて、業務が適正に行なわれることを期するということが主眼でございます。したがって、他の省庁のような、いわゆる育成、保護助成といったような要素は今回の警備法にはほとんど入っておらないと申していいかと思ひます。

○中村(弘)委員 育成ということとは含まれていないということでございますね。

次に、それは第二条の「定義」ですが、この法律では警備業だけに限定されておると思ひますが、何か特別の意味があるのか。またねらいがあるのか。といひますのは、先ほど答弁がありましたが、数の中には、おそらく、警備業のほかに、保障という業務を兼ねておるところが大半を占めておるといふのではないかと思ひます。この場合の保障業務というものは、この「事故」の範疇外なのかどうか、

そういうことをひとつ……。

○本庄政府委員 現在のこの法律におきましては、補償というものを一応考えておりません。と申しますのは、現実には補償契約を結んでおる事案もあるようでございますが、現在のところ、警備中に生じた損害補償に關しまして問題を生じ、トラブルになっておるといふ問題は、幸いにしてほとんどございませぬ。この面からの弊害というほどのものは、いまいちこの認められておりません。本来、損害補償の問題は、民事上の問題として処理されるべき性質のものであるといふたようなことも考えまして、今回は特にこの法律におきまして補償について特別の規定を加えることをいたさなかつたわけでございます。ただし、将来、状況の変化によりましてその必要性が生じた場合におきましては、所要の法的措置を講ずることについて十分検討したいと考えております。

○中村(弘)委員 結局、そのような御答弁があつたわけでありまして、現在のところは、大半は保障という業務をやっておるわけでありまして、いろいろ個々の名前をあげませんけれども、ほとんどがやっておる。大半が警備保障会社という名前をやっておる。とすれば、その内容は、警備と保障が表裏一体となつておると私は思ふのであります。そういうことから、警備だけに限定するのは実情に合致していないのではないかと。また、警備保障という保障に今度は重点を置きますと、結局、警備業者の保障能力ということが当然必要な条件となつてくると思ふわけでありまして、その問題についても、警備会社に保障能力を義務づけさせるという問題が、今後この警備法というものに對して付加されてくるのではなからうかというふうには私は考えておるわけでありまして、この面の御検討もひとつお願いしたいと思ふわけでありませぬ。

次に、第三条の「欠格事由」であります。調べたところによりますと、これらの警備員が勤務中に起した犯罪は、四十六年中に六十九件、七十二人ということになっておりますが、この發生の件数は間違ひございせんか。

○本庄政府委員 間違ひございせんか。

○中村(弘)委員 それでは七十二人のうち、犯罪前歴のあつた者が、約五〇％に当たる三十五人もいたということでありまして、その点はいかがでございませぬか。

○本庄政府委員 事実でございます。

○中村(弘)委員 そこで、第三条の「欠格事由」であります。この法律によりますと、業者、つまり経営者も警備員も、禁錮以上の刑を受け、または法律に違反して罰金刑を受け、三年以上経過しない者という規定があるわけでありまして、一体、こういう前歴はだれがどういふ方法で調べるのか。人権侵害というやうなことで、基本的な人権にも触れるやうな問題であるかと思ひますが、そのこととをひとつ詳しく御答弁願ひたいと思ひます。

○本庄政府委員 警備業者自体の欠格事由につきましては、それぞれ関係の都道府県公安委員会におきまして、各種の方法で調査をいたしまして判定するわけでございます。

○中村(弘)委員 實際上、私も警備業者の方に聞いたのですが、なかなかむづかしいそうなんです。そのところがいりるる前歴問題その他にかかわつてくる大事な要素だと私は思ふわけでありませぬ。どうか、そのところを慎重にお考えになつていただきたいと思ふわけでありませぬ。

次に、第八条の「警備業務実施の基本原則」についてでございますが、この法律では、業者または警備員は、警備業務を実施するにあつて、何ら特別の権限は与えられてはおらず、個人または団体の正当な活動に干渉してはならないということになつておるわけでありまして、具体的にどのような状態を想定して言つておられるのか。そのことをひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○本庄政府委員 第八条は、警備業務の実施に伴ひまして、違法あるいは不当な事態が発生することのないやうに、基本的な原則について定めたものでございませぬ。したがって、警備業務実施

に關する違法あるいは不当な行為につきましては、すべて本条の対象となるわけでございますが、具体的なケースといたしましては、たとえば暴行、傷害、窃盜、いろいろございませぬが、そういった一般の刑罰法規に抵触する行為、これは当然該当するわけでございます。しかし、直接刑罰法規には触れませんが、労働組合あるいはその他の諸団体の合法的な、あるいは平和的な活動、たとえば集会とか、デモとか、いろいろございませぬし、その他の諸行事がございませぬが、そういったものに対して、威圧的中しませぬか、暴力的と申しますか、そういったやうな行動をする行為等も、八条の後段の正当な活動の干渉に入るといふ場合があるやうかと、かように考えております。(その辺はつきり聞いておけと呼ぶ者あり)

○中村(弘)委員 その辺はつきり答えていただきたいわけでありませぬか……。

次に、第十条の「護身用具」についてであります。現在警備員が通常所持している護身用具は、どんなものがございませぬか。

○本庄政府委員 現在警備員が持っております護身用具は、警察官が持っております警棒とほぼ同様の棒、それが大部分でございます。

○中村(弘)委員 どのようなケースでいままで使用されておられるのか。ひとつ、具体的な例がありましたら……。

○本庄政府委員 警棒様のものは、必ずしも全部の警備員が持つておるわけではございませぬ。むしろ、常時は持つていないほうが多いようございまして、夜間の警備の場合等には一部の会社では持つておる。そういう状況のように承知いたしております。(成田空港で使つておる。)と呼ぶ者あり)

○中村(弘)委員 警備員の護身用具はそれだと思ひますけれども、警備会社にもいろいろの道具があると思ふのです。投光器のやうなものとか、バトラーといわれるやうなものもあるのじやないかと思ふのですが、そういったものの実態はどんなものでございませぬか。

○本庄政府委員 護身用具以外に、いま仰せられました投光器あるいはペトカーといいますが、自動車、車両、それから通信の資器材が最近はおえておるようでございます。中には、いわゆるたてに類するものも、ごく一部準備しておるようなどころもあるようでございます。装備はかなりバラエティーに富んでおる状態だろうと思ひます。

○中村(弘)委員 そこで、具体的な問題としてお伺ひしたいわけなんです。たゞいまのガードマンの警棒といった問題についてですが、これはいろいろ危険が身にかかった場合に使用するケースもあると思うわけでありまして、深夜の巡回とか、いろいろあるかと思ひます。深夜のおる警棒の使用の限界、これはどういうことになっておるのか。たとえば、たゞいま声がありましておるのか、昨年二月から三月、成田事件で、ガードマンの過剰警備ということで世間からだいが批判を受けたというようなケースがございますので、ガードマンの護身用具の使用の限界といひますか、そういったところをもう一度御説明願ひたいと思ひます。

○本庄政府委員 護身用具は、これは文字どおり、あくまでもその身を守るための用具でございます。したがひまして、法律的には、正当防衛とか、緊急避難とか、そういったごく限定された場合にしか使用できないということでありまして、

○中村(弘)委員 さて、次に、第十一条の「教育等」の問題についてお伺ひいたします。

私は、この法律の中で一番の重要な問題は第十一条ではないかと思ひます。先ほどの警察局長の御答弁を総合いたして解決いたしますと、何か、立法の底流に、ガードマンというのはけしからぬというような意識があらわれるような感じがするわけでありまして、そのようなものがこのたびの立法の支柱になっておるよう感じられるのでございます。そこで、こうした不信感といひますか、不安感、または批判がどこから生じて

きておるのであるか。警察庁はどういうふうに見解されておられるのか。これは長官のほうがよくいひでございませうかね。長官も黙って一人ですわておられるわけにいきませんので、こゝら辺でひと……。

○後藤田政府委員 私どもが立法をしなければならぬというふうな決意をいたしました背景は、別段、ガードマン会社がけしからぬやつだという考えは持っておりません。しかしながら、ガードマン会社というものを、その業務的内容から見て、また同時に、今日の活動の実態から見ても、このまま放置しておくことは、一般の市民の立場に立つて考えた場合に、必ずしもよくないんじゃないか。そのことが結局は、ガードマン会社それ自身の健全な発展というものにも必ずや阻害を来すであらう。こういふような面を私どもとしては考えまして、そこで立法したわけなんです。しかし、その中身は、この業務の内容から見て、やはり規制的な内容にならざるを得ぬのだ。かように御理解願ひたいと思ひます。

ガードマンに対する不信の原因がどこにあるのだということになりますと、いろいろあるかと思ひます。たとえば、公権力行使をしておる機関とまぎらわしいとか、いろいろあることありましようが、基本は、今日のガードマン会社を経営しておる者の中に、こういった種類の業務を経営するのには不適当な人があるのではないかと。同時にまた、警備業務に従事をしておるガードマンそのものの資質に、一般の市民から見ると批判を受ける人間があるのではないかと。さらに、その根底は、やはりガードマンについて言うならば、私は、御説のように、教育の問題があるかと思ひます。今日、そこらにおる人間をいきなり引っぱってきて、あくる日から服を着せて、それでガードマンにつけるといふふうな実態も絶無ではありません。これは、悪い例ばかり私は申し上げておるのですけれども、もちろん健全なりつぱな経営をしておる者も数多くあるのだといふことが前提でございますが、間々私が言った

ような不適切な者もある。こういうところにガードマン会社に対する世間の批判が生まれてきているゆゑである。そういう点を、私どもとしては、何とかもう少し適正な運営にさせていくようにしたいと思ひております。

それで、教育につきましては、総理府令では、教育の項目であるとか、あるいは所要時間の問題であるとか――所要時間については、あまり無理なことを言ってもいけませんので、とりあえずは、大体二十時間、三日間程度。これが最少限度である。これは総理府令で定めるものですが、しかし、同時に、会社としては、会社自体の教育もあるかと思ひます。したがって、それに何日間かまた加わっていくだらうと思ひます。さらに、実施の時期は、現任教育の問題もありましようけれども、私どもが考えておるのは、やはり基礎教育、初任の教育、こういうことについて総理府令では考えていきたい。こういうようなことを考えながら、同時に、業者あるいは業者団体自体の自主的な教育についての何らかのやり方について、私どもとしては、行政上の指導も加えていきたい。かように考えております。御説のように、教育が一番の問題だと思ひます。

○中村(弘)委員 たゞいま御説明を聞きまして、教育の内容はどのようなものをお考えになつておるかというところはわかつたわけでありましてけれども、結局は、私たち国民の立場からいひますと、不信感といひますか、そういったものは、何といひましても、質、モラルのレベルの問題から起きてきておると思うわけでありまして、たゞいまのような教育をすることは、警備会社といひますのが存在する以上は絶対必要ではないかと私は思ふわけでありまして、たゞいまおっしゃつた一定の教育期間を経た警備員に對しまして、何らかの資格認定の試験的なものを受けさせた上で第一線の警備業務に従事させるべきだといふお考えはございませうか。

○後藤田政府委員 理想的に言へば、そういうことも考えられますけれども、私は、今日の実態から見まして、そこまでは考えておりません。その点は、業者あるいは業者団体自体の自主的な努力にまわつていきたい。かように私は考えております。

○中村(弘)委員 では、あとは本庄部長でけつてございまして、十一条でございまして、十一条でいうところの「この法律により定められた義務」とは、一体どういふことでございませうか。「警備業者は、その警備員に對し、この法律により定められた義務を履行させるため、」云々といふところですか。

○本庄政府委員 「この法律により定められた義務」といふ、新しい警備業法で業者に課しておる義務があるわけでありまして。各条文に出ておりますけれども、一番大きな義務としましては、先ほど説明いたしました第八条の「警備業務実施の基本原則」といふことが一番大きな義務の例としてあげられます。

○中村(弘)委員 いま、長官並びに部長から、教育に對しての問題についていろいろ御答弁があつたわけでありましてけれども、私は、やはり、何といひましても、教育については、これは一番重要な問題だと思ひます。この法律ではまだまだ不十分な感じがするわけでありまして。先ほど長官がおっしゃいましたように、きょう雇つたアルバイトの警備員をあつたら働かせるというふうな場当たり的なケースもたくさんあるわけでありまして、こういったものを厳正に公正な制度を確立する必要があるというふうな気がいたします。この点、警察庁でも今後十分御留意していただきたいと思ひます。

次に、第十四条の「指示」の問題であります。が、「警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、」とありますが、このうち「又は警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合」といふのは、どういふ法令をどのように違反

した場合はさしておられるのでございまいしょうか。

○本庄政府委員 「他の法令」と申しますのは、現在御審議いただいております警備法以外の法律は一切入っておりません。中でも、特に、刑法あるいは刑法系統の一連の法律というものが一切関係してくるが多かろうと思ひます。そこで「警備業務に關し」というふうに制限をしております。これは、例をあげて申しますと、警備員がある施設警備をやつておる、その間に、自分が警備しておる施設の中に侵入して、その中の物品を盗み出すというようなことは最も典型的な事例であらうと思ひます。

○中村(弘)委員 わかりました。

そこで、さらに、第十九条の「罰則」についてであります。条文中は、第十九条第一号違反は十萬圓以下の罰金であります。第二十条第一号違反は三萬圓以下の罰金になっております。十九号第一号違反、つまり、無届け営業。それから、二十一条第一号違反、つまり、そのにせの届け出営業。これは、私は、むしろ罰則にすべきではなからうかと考へておるわけでありまして、私は、この二つのケースでは、むしろ、二十一条第一号違反、その届け出をしないというほうが故意犯と見るべきではなからうか、十九号第一号の届け出をしないかと思ひます。いろいろあるなケースもございまいしょうけれども、そんなようなケースもございまいしょうけれども、この点はどのようにお考へてございまいしょうか。

○本庄政府委員 まことにものつともな御説だと思ひます。いまおっしゃいましたように、ケース・バイ・ケースでございまして、無届け営業でありまして、届け出なければならぬという法律を知らなくて無届け営業になる場合もあるし、それから、自分がいゝゆる欠格事項該当者であるがために、もぐりで営業するといふ無届け営業の場合もあります。また、虚偽の届け出にいたしまして、悪意で、承知の上で虚偽の届け出をする場合もありまいしょうし、そうでなくして、善意と言つ

のもおかしいですが、いゝゆる善意の間違つた届け出もあるうと思ひますから、一がいにとちがが悪いといふことは言えないかと思ひますが、一般的なお話をいたしましては、この無届け営業と申しますのは、警備業務の営業をやる、つまり、営業開始の要件となる届け出を怠る行為でございまして、この法律の趣旨からいいますと、重要な規定でございまして、他の営業におきましては、許可を受けて初めて営業できるというふうな制度もございまいすが、これは許可ではなくして、届け出をすれば、欠格事項がない限りは営業ができる。こういう制度をとつております。したがひまして、この届け出をしていただくというところは、主務行政庁といたしましては非常に重視している点でございまして、届け出がなければ、そういう営業がなされておるといふ事態の把握すらもできない。したがひまして、その営業に對して必要な監督も全くできない。こういう意味におきまして、届け出がなされないということは社会的に非常に困ることではございまいしょう。

それに反しまして、虚偽の届け出の場合、それが悪意である場合と、あるいは善意である場合とを問はず、届け出がなされておるわけにございまいすが、その届け出に基きまして、公安委員がいろいろなことを把握して、所要の監督はできる。もちろん、届け出の内容の一部が虚偽であるといふ点で瑕疵はあるわけにございまいすが、そういう点を比較いたしますと、一般論といたしましては、やはり、無届け営業と虚偽の届け出との間にはある程度の差異がある。そういう意味におきまして、罰則に差異をつけておるといふこととございまいしょう。

○中村(弘)委員 それでは、第二十条の第二号では、第五号と第六号違反は罰則になっておるわけでありまして、第四号については、無届け営業とにせの届け出営業は分けてあるわけですね。ところが、第二十条第二号では、言ひなれば、第五号と第六号違反は罰則になっておるわけでありまして、そのこととは、ただいまの御答弁からいけば、

これは本店と支店といひますか、出先機関というふうな分け方であるうと思ひますけれども、これは同じになつておる。「三萬圓以下の罰金」といふふうになつておるわけでありまして、そのこととちがふと矛盾するように考へられるのです。

○本庄政府委員 御質問の趣旨をあるいは取り違へておるかも知れませんが、第五号と第六号と同じ罰則であるといふのはおかしいやないかといふ御意見かと思ひますが、確かに、第五号の内容は、「主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内」においての営業所の届け出でございまして、第六号のほうは「廃止等の届出」でございまいすが、内容は全く違ふこととございまいしょう。

第五号につきましては、「主たる営業所にいゝゆる本社といひますか、本店でございまして、それについての届け出はすでに第四号で出されておるもので、したがひまして、この第五号のほうは、第四号の届け出に比べればやや軽い性格のものであるといふ意味で三萬圓になつておる。それから、第六号のほうは、廃止あるいは変更の届け出でございまいしょう。廃止でございまいしょうと、営業開始に比べますと、やはり性格的にも軽いんじゃないかと思ひます。それから変更の届け出、これも、性格としてはやや軽いものではなからうかといふことで三萬圓にいたしましたわけにございまいしょう。何と、第五号と第六号とを同質のものとしたわけではございまいせん。それぞれにつきまして評價をいたしまして、結果的には同額になつたといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○中村(弘)委員 ちょっと取り違へておられるんじゃないかと思ひますが、私が言ひましたのは、第四号に限つては、届け出をしなかつた者が十萬圓以下、虚偽の届け出をした者が三萬圓以下となつておりますが、第五号と第六号については、届け出をしなかつた者も、虚偽の申告をした者も、一緒に扱つておられる。三萬圓以下になつておるといふことです。ですから、前のものと矛盾しておる。届け出をおもに見るのか、届け出をしなかつた者をおもに見るのか、虚偽の届け出をし

た者をおもに見るのかといふようなこととす。

○本庄政府委員 第四号に關連するものについて重要視をした、あとは全部三萬圓といふふうに一応區別をしておるといふこととございまいしょう。

○中村(弘)委員 第四号と、第五号と、第六号の内容は違ひますけれども、第四号だけは届け出と虚偽を別個にやり、第五号と第六号だけは、届け出も虚偽も一緒に同じ三萬圓以下というワケにはめておるところに矛盾を感ずるわけにございまいしょう。この点はひとつ、私もいまの答弁ではっきりしませんでしたので、あとから十分検討していただきたいと思ひます。

ところで、この法律は、基本的には、警備業界を規制することに上眼が置かれておるわけでありまして、聞くところによりますと、業界では、当局のねらいとは逆に、われわれは警察や消防担当者の手が届かないところをカバーしているのだといふような自信があるようございまいしょう。その辺の兼ね合いはいかがでございまいしょうか。彼らには彼らなりの誇りがありまして、風俗営業法や質屋営業法などと同様にこれを受け取つておる向きもあり、かなりの反発もあるように予想されるわけでありまして、その点はどのようにお考へてございまいしょうか。

○本庄政府委員 お答へする前に、先ほどの罰則の点につきましては、十分正確に検討いたしました。またお答へいたしたいと思ひます。それから、ただいまの御質問でございまいすが、いゝゆる業界の反応でございまいすが、現在のところ、全国の警備業者を打つて一九とする全国的な連合組織はまだできておりませんので、正規の反応といふものは一応ないわけにございまいすが、いろいろ断片的に承つておるところによりまして、御案内のように、警備業者で大きいのは五千人以上いし六千人の警備員を持つておるが、小さいのは十人、二十人といふのがございまいして、その間にもいろいろあるわけにございまいすが、非常に多種多様でございまいしょう。この法案の受け取り方もまた多種多様であるように思ひます。全体といた

しましては、モデル的な規制であるというふう
に受け取られておるようでございます。一部の
業者ではこれはきびしいと言ひ、一部の業者には、もつときびしくてもいいじゃないかという声
もあるやには聞いておりますが、総括的に申しま
す、現在の情勢におおむね適合した立法である
と受けとられておるというふうに承つておりま
す。

○中村(弘)委員 たいだいまおっしゃいましたよう
に、それぞれ業者は受け取り方は持つておると思
います。ただいま部長さんがおっしゃいましたよ
うに五千名、六千名というようなガードマンをか
かえた大きな会社もございますし、また、二、三
人から十人くらいで成り立っているような会社も
ある現在の状況でございます。また、名前にし
る、いろいろあるようです。警備保障会社とな
り、何とか防衛会社となつたり、(防衛保障会
社に呼ぶ者あり)防衛保障会社ですか、そういつ
たようなものもあるようでありますし、その中に
はビル・メンテナンスのような会社も入つておる
ようでございますので、それぞれ受け取り方も違
うようでございます。

この法案に対しては、そういった観点からもつ
と突っ込んで勉強しなければならぬ点もあるか
と私も思います。たとえば、業界のある一部の人
から聞きますと、われわれの会社だけ規制され
て、自衛——その会社が持つておる自衛の警備に
対しては規制も何もないじゃないかと言ふので
す。たとえば、ここには、周囲にあつた警備さ
んもおられるが、あの人は国会内では警備権があ
るのかわかりませんが、自分の会社でそういう警
備組織を持つておるところもあるはずである。そ
ういったところに対しては規制も何もないじゃな
いかというような問題も多分にあるようござい
ます。そのところをいろいろな角度から攻めて
いくと、なかなかむずかしい問題がこの警備業法
にはあるのではないかと申します。解釈に
よつては、これは非常に規制する面と、いや、む
しろこれはわれわれ業者を育成してくれるのだと

いう考え方もあると思うので、この問題に對しま
しては、今後私も十分また勉強させていただきた
いと思ひます。

とにかく、私が本日いろいろ質疑を通じて感じ
ましたことは、いづれにいたしましても、社会の
多極化といひますか、多様化によりまして、警備
業がますます今後発展するのではなからうか、充
實して国民生活の中に入り込んでいくのではな
からうかと思はれるわけでありまして。その際、最も
必要なことは、当局の適正な指導もさることな
がら、やはり、警備業界自身の社会的責任の認識、
自覚といひますか、そういったものの高揚だと私
は思ふのです。それによつて、受益者であるわれ
われ国民との間に信頼感が確立され、そして社会
秩序といったものが健全に維持されるのではな
からうかと思ひますので、警察当局におかれま
しても、どうか、そういった観点からこの警備会社
といふものを指導し、育成されることを、規制も
けつこうでございますが、今後やっていただきたい
と希望いたしまして、質問を終わらせていた
だきます。

○大野委員長 山本弥之助君。

○山本(弥之助)委員 委員長からも御答弁を願ひたい
のであります。長官がお見えになつておるま
すので、長官にお尋ねしたいと思ひます。

TBSの「ガードマン」といふのは、非常にお
もしろくわれわれも見たいわけですが、確かに正
義的な行動をとつておられます。最近の日本の警察
は、治安警察は別といたしまして、非常に御苦勞
を願つておられます。情勢も変わつておられます。従
来、日本の警察は、刑事警察におきましては、世
界的にも優秀な警察だといふふうに私は考へてお
ります。警察にわれわれの生命、財産を守つてい
ただいておる。検挙率から言ひましても、また、
警察の献身的な活動から言ひましても、確かに
誇つていいことだと思ひます。最近警察が多様化
いたしまして、いろいろ力を分散される関係もあ
りますし、また、治安警察のほうに要員をいろいろ
とさかれまして、そのほうに重点が移行してま

いりました結果、いわば刑事警察が——私は何回
もこの点を申し上げておるのであります。もち
ろん、警察は国民に愛される警察にならねばなら
ぬのですが、刑事警察の検挙率といふのが多少低
下しておるのではないかとこのことを心配してい
る者の一人であります。テレビに刺激されたかど
うかわかりませんが、外国の風潮、外国のシステ
ムが入つてきた関係もあるかと思ふのです。そし
て、外国資本だといふことをかつて聞いたことが
あるんですが、三十七年か八年に警備会社ができ
まして、先ほどお聞きいたしました、四百五十社
あつて、二、三十人のものから四千人数ですかの多
数の従業員を擁する会社まで、非常に急激に出て
きたわけですね。いづれこまかいことはお尋ねい
たしますが、内容は、一つは盗難等の自衛です
ね。もう一つは、企業の労働管理上の合理化とい
ひます。雇用の合理化。臨時的に必要なものは
臨時的に雇うのだとか、あるいは、あまり人の好ま
ない不規則な勤務については雇うのだとか、そう
いふ雇用の面と、それからもう一つは、これがい
まの不信につながるかどうかわかりませんが、あ
る程度まで、自衛といふことからこの会社の需要
がふえてきたのではないかと。そのために、それに
応じてたくさん会社が出てきたと思ふのです。こ
ういふ会社がどんどん出てきます。役に立つてお
るから出てくるのだらうと思ひますけれども、こ
ういふ背景、世相といひますか、これらに對する
長官の考へを承りたいことと、それから警察が
どうあるべきかといふことを、司法警察との関連
も出てくるかと思ふのですが、それに関連いたし
まして御意見を承りたいと思ひます。

○後藤田政府委員 御説のように、昭和三十七年
にこういつたいわゆるガードマン会社といふもの
が出てきて、その後急激にふえてきておるわけ
ですが、本来、その背景には、おっしゃるやうに、
こういつた治安の維持といひますか、そういうこ
とは警察がやるべきだ、しかしながら、現実には
やはり手が届かぬところがあるから、そこを企業
みずからあるいは業界自身で何らかの防衛措置を

講じよう、それについては、守衛といふものは昔
からおるわけだけれども、勤務の内容が必ずしも
望ましい内容ではないから、これはむしろ外注し
たほうがいい、といったような考へ方もあつた
あつたと思ひます。したがつて、そういう意味合
いからは、こういった会社が結出するといふこ
とについては、警察としては、それなりに十分反
省を要するところがある。率直に、さうに私は
思ひます。しかしながら、現実を見まして、今日
の社会情勢から見ても、それでは、すべての人に
かゆいところに手が届くといふだけのことが警察
力で一体できるのかと言ふと、これはまた必ずし
も十分でない面があるのもやむを得ない。そこを
それらの人たちの力でカバーしようといふこと
でできたと思ふのです。

そこで、先ほど中村さんの御意見の中にもあり
ましたが、われわれは手の届かぬところをやつて
やるのだと自負心があるのだとお話がありま
した。私は、その自負心はけっこうだと思つてい
るのです。それはそれなりの自負心を持つてもら
いたい。しかし、その自負心を持つ以上は、その
自負心にふさわしいだけの企業内容、営業内容で
やつてもらひたい。それについては、今日の企業
の実体から見ても、ある程度の規制はやはりしよ
うがないじゃないかといふことで今日の法案にな
つたわけですね。同時に、いま言つたやうに、こ
ういふものが出てくる背景については、警察とし
ては十分反省しなければならぬ。しかし、遺憾な
がら、現実の社会的な必要性といふものもやはり認
めざるを得ないだらうといふ、いわば板ばさみと
言ひますか、そういう考へ方を私は持つておりま
す。

ただ一つ申し上げておきたいことは、なるほ
ど、手の届かぬところをおれたちがやるのだとい
ふことはけっこうだ、それにふさわしいもので
やつてくれ、という考へ方を持つておりますが、
外国でこういうものが発達しておるのは、私
は、日本とはよほど差違があると思ふのです。外
国では、プライベートボリスの思想が非常に発達

○山本(弥)委員 労働省からお見えになっておりますので、労働省にお尋ねしたいと思うのです。が、企業なり、その他のこれに準ずる経営者側

○山本(務)委員 いまのご答弁で、職業安定法の違反の取り締まりということもおやりになっている。これは当然おやりになっていると思います。と同時に、そういう労務者の労働条件の問題とか、あるいは労働者としての正当な待遇を受けておるかどうかということ、そういうことの常時監査、指導というものもあわせておやりになっておりますか。

労務の請負契約と、今回の警備業法に規定しております警備会社の関係。労務の提供を請負契約でやるということについては、私は変わりはないと

業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。單に労働者を入れるだけではなくて、その作業を実施するについて、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであるかどうかということが一つございませう。それから二番目といったしまして、「作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。」というのが二番目の条件としてあるわけでございます。

ます。それから三番目の条件といたしまして、「作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること」という条件が三番目にあるわけでございます。それから四番目といたしまして、「自ら提供する機械、設備、器材若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと」といたしまして、仕事そのものとしては、エレベーターの運転ということでございます。それからそれに伴ういろいろな器材関係でございます。やはりみずから提供しておるものであるかどうか。こういう四つの条件をすべて満たしております場合においては、労働者供給事業ではない。こういう判断基準が施行規則で定めておられるわけでございます。こういう観点から、そういう労働者供給事業であるかどうかという点について疑いのあるものについての指導をいたしておりますが、たとえば四十六年について申しますと、若干の疑いがありまして監査をいたしましたのが百五十二件ございまして、そのうち、これはやはり労働供給事業であるということ認定をいたしまして、その改善を命じましたのが二十五件。こんな数字でございます。確かに、職員の数とか、そういうものもございまして、現在把握しておりますこの数字が全体であるということは決して私どもも申し上げる自信はないのでございますが、いま把握しております数字で申し上げますとこんなところでございます。

○山本(弥)委員 念のためにお聞きいたしますが、この五千人とか、千人近いガードマンを持つておる会社には当然組合なんかないでしょうね。労働組合なんかがございますか。ありませんか。

○岸説明員 私ども、まだ実態を十分把握しておりませんけれども、ただ、御承知のとおり、これは労組法の適用がある事業でございます。

○山本(弥)委員 これは秘密文書でも何でもないとはいえませんが、警察庁の参事官と労働省の審議官の名をもって、今度の警備法に關しまして、「職業安定法第四十四条の禁止する労働者供給事業に該当することのないよう警備業者の指導に努めるとともに、」そういう事案について「職業安定機関からの通報等により、」云々という覚え書きがあるわけですね。これはありますね。

○加藤(孝)説明員 ございます。

○山本(弥)委員 職安法違反の観点から、私は、こういう覚え書きで履行されるということはいいことだと思ふのです。こういう覚え書きをかわすことからはいいです。先ほどの単純労働の供給といった面と今回の業務内容は違うわけでありまして、それが職安法違反に該当するかどうかということ、あるいは健全な従業員の育成、また、先ほど教育の問題にちょっと私は触れたんですけれども、精神的教育でほんとうに神さまに近いような人間を養成するということとはなかなかむずかしいというところは、これは国家公安委員長も国警長官も御承知だと思ふのです。それに類似したような業務をやらずに警備員、ここで言います警備員が、完全に請負の内容を履行するかどうかということも、現に会社が統制してくるにつれて、窃盗犯が出てまいったり、あるいは婦女暴行犯が出てきたりする事例から立証されておるわけなんですけれども、しかし、そういうガードマンならガードマンの生活安定ということ、それと生活安定に対する正当な報酬に対する責任を果たすということ、私は、従業員としての責任を果たすということが、いまの世の中はより効果的じゃないかというふうな感じもします。精神的な問題も確かにあると思ふいます。無視できないと思ふいます。現実にはそうじゃないかと思ふのです。そういたしますと、ちょっと内容的に違うのですけれども、単純労働を供給する会社の指導、監督、それからそういった特殊の業務、盗難等の防止をはかる、あるいは個人の生命、身辺警護をやるといふような請負業務、これはやはりそういう見地から、公安委員

会の所管よりも、むしろ労働省系統の所管にして、そういう請負業務の適正な運用をはかるということが妥当ではないかというふうに、ちょっとこれは私のまとめた意見ではありませんが、私も、そのことはもとより、どちらの所管になりました。地方の公安委員会は、労働省の職安との間でも十分連絡をとり、労働基準局とも連絡をとるといふ方が必要である。と同時に、労働省になりましたら、やはり、問題が盗難防止だとか、人の生命を守るとかというようになるとすから、公安委員会との緊密な連絡をとること、これは、いずれの所管になりましたら必要なんですけれども、そういう考えから、いわゆる労働者の供給業務を行なうといふことが、請負として労働者を提供する。紹介ではなくて提供するという労働者としては、同じ労働者の所管ということも考え得るのじゃないかというふうな感じがするのですが、これは労働省側、警察庁側で御意見を聞かしていただきたいと思ふいます。

○山本(弥)委員 職安法違反の観点から、私は、こういう覚え書きで履行されるということはいいことだと思ふのです。こういう覚え書きをかわすことからはいいです。先ほどの単純労働の供給といった面と今回の業務内容は違うわけでありまして、それが職安法違反に該当するかどうかということ、あるいは健全な従業員の育成、また、先ほど教育の問題にちょっと私は触れたんですけれども、精神的教育でほんとうに神さまに近いような人間を養成するということとはなかなかむずかしいというところは、これは国家公安委員長も国警長官も御承知だと思ふのです。それに類似したような業務をやらずに警備員、ここで言います警備員が、完全に請負の内容を履行するかどうかということも、現に会社が統制してくるにつれて、窃盗犯が出てまいったり、あるいは婦女暴行犯が出てきたりする事例から立証されておるわけなんですけれども、しかし、そういうガードマンならガードマンの生活安定ということ、それと生活安定に対する正当な報酬に対する責任を果たすということ、私は、従業員としての責任を果たすということが、いまの世の中はより効果的じゃないかというふうな感じもします。精神的な問題も確かにあると思ふいます。無視できないと思ふいます。現実にはそうじゃないかと思ふのです。そういたしますと、ちょっと内容的に違うのですけれども、単純労働を供給する会社の指導、監督、それからそういった特殊の業務、盗難等の防止をはかる、あるいは個人の生命、身辺警護をやるといふような請負業務、これはやはりそういう見地から、公安委員

○山本(弥)委員 職安法違反の観点から、私は、こういう覚え書きで履行されるということはいいことだと思ふのです。こういう覚え書きをかわすことからはいいです。先ほどの単純労働の供給といった面と今回の業務内容は違うわけでありまして、それが職安法違反に該当するかどうかということ、あるいは健全な従業員の育成、また、先ほど教育の問題にちょっと私は触れたんですけれども、精神的教育でほんとうに神さまに近いような人間を養成するということとはなかなかむずかしいというところは、これは国家公安委員長も国警長官も御承知だと思ふのです。それに類似したような業務をやらずに警備員、ここで言います警備員が、完全に請負の内容を履行するかどうかということも、現に会社が統制してくるにつれて、窃盗犯が出てまいったり、あるいは婦女暴行犯が出てきたりする事例から立証されておるわけなんですけれども、しかし、そういうガードマンならガードマンの生活安定ということ、それと生活安定に対する正当な報酬に対する責任を果たすということ、私は、従業員としての責任を果たすということが、いまの世の中はより効果的じゃないかというふうな感じもします。精神的な問題も確かにあると思ふいます。無視できないと思ふいます。現実にはそうじゃないかと思ふのです。そういたしますと、ちょっと内容的に違うのですけれども、単純労働を供給する会社の指導、監督、それからそういった特殊の業務、盗難等の防止をはかる、あるいは個人の生命、身辺警護をやるといふような請負業務、これはやはりそういう見地から、公安委員

○山本(弥)委員 職安法違反の観点から、私は、こういう覚え書きで履行されるということはいいことだと思ふのです。こういう覚え書きをかわすことからはいいです。先ほどの単純労働の供給といった面と今回の業務内容は違うわけでありまして、それが職安法違反に該当するかどうかということ、あるいは健全な従業員の育成、また、先ほど教育の問題にちょっと私は触れたんですけれども、精神的教育でほんとうに神さまに近いような人間を養成するということとはなかなかむずかしいというところは、これは国家公安委員長も国警長官も御承知だと思ふのです。それに類似したような業務をやらずに警備員、ここで言います警備員が、完全に請負の内容を履行するかどうかということも、現に会社が統制してくるにつれて、窃盗犯が出てまいったり、あるいは婦女暴行犯が出てきたりする事例から立証されておるわけなんですけれども、しかし、そういうガードマンならガードマンの生活安定ということ、それと生活安定に対する正当な報酬に対する責任を果たすということ、私は、従業員としての責任を果たすということが、いまの世の中はより効果的じゃないかというふうな感じもします。精神的な問題も確かにあると思ふいます。無視できないと思ふいます。現実にはそうじゃないかと思ふのです。そういたしますと、ちょっと内容的に違うのですけれども、単純労働を供給する会社の指導、監督、それからそういった特殊の業務、盗難等の防止をはかる、あるいは個人の生命、身辺警護をやるといふような請負業務、これはやはりそういう見地から、公安委員

○山本(弥)委員 職安法違反の観点から、私は、こういう覚え書きで履行されるということはいいことだと思ふのです。こういう覚え書きをかわすことからはいいです。先ほどの単純労働の供給といった面と今回の業務内容は違うわけでありまして、それが職安法違反に該当するかどうかということ、あるいは健全な従業員の育成、また、先ほど教育の問題にちょっと私は触れたんですけれども、精神的教育でほんとうに神さまに近いような人間を養成するということとはなかなかむずかしいというところは、これは国家公安委員長も国警長官も御承知だと思ふのです。それに類似したような業務をやらずに警備員、ここで言います警備員が、完全に請負の内容を履行するかどうかということも、現に会社が統制してくるにつれて、窃盗犯が出てまいったり、あるいは婦女暴行犯が出てきたりする事例から立証されておるわけなんですけれども、しかし、そういうガードマンならガードマンの生活安定ということ、それと生活安定に対する正当な報酬に対する責任を果たすということ、私は、従業員としての責任を果たすということが、いまの世の中はより効果的じゃないかというふうな感じもします。精神的な問題も確かにあると思ふいます。無視できないと思ふいます。現実にはそうじゃないかと思ふのです。そういたしますと、ちょっと内容的に違うのですけれども、単純労働を供給する会社の指導、監督、それからそういった特殊の業務、盗難等の防止をはかる、あるいは個人の生命、身辺警護をやるといふような請負業務、これはやはりそういう見地から、公安委員

私たちが考えておりますのは、現在のそういう実態を持っておる警備業というものを一つの業態としてとらえて、それを規制しようというわけでございます。先ほどの覚え書きも、そういったものが非常にあいまいな形態になって、単なる労働供給業というふうなところになった場合には、職安法の問題が生じてくるわけでございます。そういう場合には労働省とよく連絡をとって必要な措置をとっていく。こういう老練心と申しますか、そういうことを一応懸念をして念のためそういう覚え書きをかわしたということでございます。

○山本(弥)委員 結論はどうなんですか。警察庁のはうの答弁の結論を聞かしていただきたいと思います。警察庁のほうの所管がいんだという、その意見を聞かしていただければいいんです。

○山本(弥)委員 結論はどうなんですか。警察庁のはうの答弁の結論を聞かしていただきたいと思います。警察庁のほうの所管がいんだという、その意見を聞かしていただければいいんです。

○山本(弥)委員 結論はどうなんですか。警察庁のはうの答弁の結論を聞かしていただきたいと思います。警察庁のほうの所管がいんだという、その意見を聞かしていただければいいんです。

な労働者供給というやり方をしておるということ
でございますれば、私も、職業安定法のため
まえから、そういうものに対して、職安法違反の罰
則を迫っていく。ただ、しかし、それだけではな
くて、警察庁におかれても、そういう職安法違反
のものは、労働省がやるだけではなくて、この警
備法に基づきまして営業の停止等の処分をやっ
てくださいます、と、こういうことを確認し合つたも
のでございまして、私も、これを職安法
違反あるいは労働者供給というものはいけないの
だ、という観点からはこの問題にタッチさせてい
ただきたいと存じますが、全体の、この法律その
ものの所管問題につきましては、ただいま警察庁
のほうからお答えになりましたところの、そうい
うことで沿うように考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 私の中し上げていることは、一
つは、先ほど冒頭に申し上げて、まあ、ことばじ
りをつかまえたわけなんです。警備法という
ことからくる観念が、業務の内容が、いわば盗難等
の防止業務とか、あるいは人の生命の身辺護衛の
業務ということで、内容的には本来警察の担当す
る刑事行政、刑事警察の範疇に属するものを自衛
的に行政、これは個人でもそうなんです。戸締
まりをするとか、防犯ベルをつける、とかいうこ
とはそうなんです。そういう自衛的なことの業務
であることは間違いないわけですが、その業務
を提供を、会社の従業員として、責任を持って労務
を遂行するというためには、その者がそれ
に使命感を持ち、また、生活を安定することの見
地からあやまちを起こさない、ということのほう
が妥当ではないだろうか。たとえば単純労働の提供
者は、パートタイムのいわゆる内職的なものを
やっている者の、内職の勤務時間あるいは最低賃
金を保障してやるのだというように同じこと
ではないだろうか。人を提供して、そして会社が責
任を持つて契約をする。常に五人なり十人提供す
るということにおいては変わりがない。ただ、業
務の内容が違っているにすぎない。その業務の

違つた内容を、それぞれ責任を持って仕事をす
る。それを保証していこうという考えから立て
ば、これは、同じパートタイムの人間の労働権な
り、あるいは生活の安定ということに指導監督を
しておる労働省で、同じ形態のもので、異な
っているのは業務内容だけの違いなんです。さ
ら、同時に指導してもいいじゃないか。一方は取
り締まり的な要素が必要であるとするならば、そ
れは職安法等の違反の取り締まりも労働省でお
やりになっているのだから、この法律の違反の取
り締まりということも労働省でやっていたらいい
しつかえない。それを調べ、あるいは送検をする
というふうなことは、これは当然警察の職務な
わけですね。共管であつても、そういうことがい
いではないか。

私の申し上げたいのは、先ほど冒頭に言つたよ
うに、警察の下請業務という印象のもとに、この
法律の執行を、警察庁、あるいは地方では公安委
員会が担当するということになりますと、どうも
警察にプラスにはならぬのじゃないか。この法律
の施行に關する不評は一切警察が責任を負うこ
とになる。たゞまがそういうふうなことで、それ
がそういう不評の原因になるのではないかと、こ
とを警察のために心配しているものであつて、
私は、何も、所管の問題とか、権限争ひの問題と
か、警察庁で立案されたものを労働省に移したと
か、そういう単純な問題じゃないと思ふのです。
それと、一つは、精神的に正義の人間を養成す
るということよりも、生活の安定を通じて、いか
なる職業でも、その職業の内容とするとともに忠
実に従事して労賃という対価を得ている者が、そ
の与えられた職務を遂行するという考え方に立
たほうが妥当な指導ができるのじゃないか。こ
ういふ見地から私は申し上げているわけなんです。
職安法の違反の問題も、一つのそういう問題もあ
り得るということですから、それも労働省でお
やりになっている。指導と取り締まりと両方をお
やりになるわけだから、労働省を主管にし、それ
に対して警察が共管というふうな運営をする

ことが警察のためにも好ましいということを私は
申し上げておるのであります。時間ばかりたちま
すので、その点は検討すべき事柄ではないかとい
うことだけ申し上げておきます。

そこで、少し具体的にお聞きしたいのですが、
時間もだいぶ経過いたしました。外国の例も
ちよつとお聞かせ願ひたいと思ふのです。外国で
は、先ほど長官が言われたように、個人の自衛
が――アメリカあたりでは、個人の生命、財産を
守るために拳銃まで所持することが認められてい
る。それが拡大して、会社でも、団体でも、自衛
という観念が必要だということ、それを自分の
ところに常用して、能率が悪ければ、そういうた
労働者を提供する会社があれば、その会社に頼ん
でやるのだという思想が出てくることは当然で、そ
ういふところからそういう制度が早くから出てき
てくるのじゃないかと私は思ふ。それをまね
て日本でもやつたことになるわけでありませう。警
察との関係においては、そういう会社、がどん
で、あまり実力を持ってまいりますと、いわば
一般を担当する警察との関係が必ずしもい
くらいいかないのじゃないか。しつくりい
のか、あるいは摩摺を生じているのか。むしろ
擦を生ずることのほうが多くて、警察にはマイナ
スになっておるのじゃないか。これも私は自分の
推測から申し上げているわけでありませう。そ
ういふことになってはいけないと思ふのです。そ
で、外国の例等を簡単に聞かせ願ひたいと思
ひます。

○本庄政府委員 外国の状況でございますが、簡
単に申し上げますと、必ずしも全部を把握してい
るわけではございませんが、一応十六カ国につ
いて簡単な調査をしておるわけでございます。そ
のうち、法的規制を加えておる国は八カ国で、アメ
リカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、スウェー
デン、オーストリア、フィンランド、スイス。法的
規制がない国が六カ国で、イギリス、フランス、
オーストラリア、ノルウェー、デンマーク。それ
から、日本も現在のところはございませうが、こ

れを入れますと六カ国。それからベルギーにつ
きましては、調査中でございまして、この点はま
だはつきりしていません。

それで、法的な規制があると申しまして、各
国によりまして、また、アメリカのごときは州に
よりまして、中身はかなり異なつております。そ
の内容は、アメリカあたりでは、私立の探偵業と
いうのが前から相当あるようであります。その私
立探偵業を規制するこまかい法律がありまして、
それにあわせて、いわゆる制服の警備業につ
いての規定を設けておるようでございます。ドイツの
場合は、警備業としての単独の規制をやつてお
るようでございます。その中身といたしましては、
営業につきましての免許あるいは許可制をとつた
り、あるいは営業者と警備員の資格事山につ
いてかなりきびしい制限をしたり、それから、先ほど
お話ししました損害賠償を制度化しておる。さら
には、服装の規制、行政監督といったことにつ
いてのかなり細部の規定をしておる国と、大まかな
規定をしておる国と、いろいろあるようござい
ますが、いずれも、それは、その国の社会実態と
つまずり、法規制の基盤が非常に異なつてお
る。その基盤に相応した規制がなされておる
といふに解しております。

日本は比較いたしましてどうかと申しますと、
日本のような企業形態のところは少ないようござ
います。少なくとも、アメリカあたりとは全く
と違つていくらい事情を異にしておるようござ
います。したがらしまして、今回考えております
警備業の規制の内容も、アメリカ――アメリカと
申しましても州によつて違ひますが、アメリカの
州法とはかなり趣を異にいたしておるかと思ひ
ます。

○山本(弥)委員 それでは、この法案の中の警備
業の内容でございませうが、いま四つあげているわ
けですね。「次の各号のいずれかに該当する業務
であつて、他人の需要に応じて行なうものをい
う。」そして、一は、「事務所、云々」盗難等の事故

の発生を警戒し、防止する業務」、それから二は、「通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」、それから三は、「貴金属等を輸送する場合の盗難の防止、四は、「人の身体に対する云々。五千人も持つておる警備会社があるようですが、業務の内容は、この四つのうちどの比率になっていましょうか。

○本庄政府委員 正確な数字はいまちょっと手元にございませんので申しますが、先ほど申しました数多くの警備業者のうち、大部分のものが第一号に該当する業務をやっております。

○山本(弥)委員 第一号に該当するということになりますと、私も先ほど同じくどくどくどくどく申し上げましたことから言いますと、警察がこれに対して盗難防止の方法はどうするかという指導をすることによって、そういう講習をやることではないのであって、そう深入りする必要はないのではないかと感じをどうして私はぬぐい去ることができないわけなんです。

そこで、この四百五十社のうちで、当面淘汰しなければならぬ不良会社というのはどのくらいあるのですか。

○本庄政府委員 たいへんお答えにくい御質問でございます。と申しますのは、二つ理由がございます。一つは、御案内のように、警備会社についての法的な規制といえますが、立法が現在全然ございせんので、先ほどからいろいろお答えいたしております数字等につきましても、公安委員会のほうに会社に対して報告を求める権限もございせんし、いわゆる調査権もございせん。いろいろ方法で、差しつかえない方法で調査をしておるわけでございますから、会社の実態というもの、数的にも質的にも必ずしも十分に把握いたしております。あなたのところは何人警備員がいますかと言つて、五千人居ますと言え、そうですかということ、これを統計に載せるというものが実情でございます。それも今度の立法の理由になつてゐるわけでございますが、それはとにかくといたしまして、実態を正確に必ずしも現在

把握していないということ。

それから、淘汰すべき会社は、というおことばでございましたが、その「淘汰すべき」という、「べき」の基準のきめ方が非常にむずかしいかと思ひます。いろいろな意味におきましてけしからぬ会社というのは若干あると思ひますが、とりあえずは、この三条に規定いたしております「警備業者の欠格事由」に該当する事業者は、法律ができれば当然排除されることになるわけでございます。また、排除しなければならぬ。第三条の法律が実施されました場合に、かりに現在実施されましておれば、これに該当するものは、一応はつきりしておるのは三社というふうに承知をしております。

○山本(弥)委員 あまり不良会社がなくてけつてうです。

質問したいと思ひながら、私もなかなか結論を出しかねておるのは、警備業者の第三条の「欠格事由」ですね。これは確かにむずかしい問題だと私は思ふのですが、端的に質問だけいたしますと、許可営業になつた理由はなんですか。

○本庄政府委員 許可営業になつた理由は幾つかございまして、第一に、先生も御案内のように、営業といふものは、一般的には自由である。憲法で保障された営業の自由でございますが、拘束しないで済むならば、結局自由営業というのが好ましいわけでございます。したがしまして、許可営業にしなければならぬ積極的な理由が幾つか存在すれば許可営業にするわけでございますが、現在の警備業の実態を見ました場合には、先ほどからのお話のように、若干の犯罪あるいはけしからぬことが行なわれておりますが、大部分の警備業者及び警備員は、正當に適正な警備業務実施をやつておるといふふうに考えてよろしいかと思ひます。その実態がさうであるということ。それから、さらに、今後の問題になるかと思ひますが、たとえば、警備業につきまして、資力基準をきめる、あるいは会社の規模の基準をきめる、ある

いは技術能力の基準をきめる。そういう必要が生じた場合には、これはあるいは許可制度をとらなければならぬかと思ひますが、現状をおきましては、資本金は幾ら以上でなければならぬとか、あるいは警備員は何人以上でなければならぬとか、そういう制約を加えなければならぬ必要といふものは、現時点においては生じておりません。それや、これや、要するに、現状からいたしますと、許可制度をとる実態ではない。しかし、全く野放しではくあいが悪いので、届け出をさせて、実態を把握しつつ所要の監督をやつていこうというのが今回の趣旨でございます。

○山本(弥)委員 委員長から時間の制約でやかましく言われるわけなんです、重要な法案ですが、それほどあまり審議をしないということであるならば、私は簡単にして、質問を打ち切りまして、またの機会に譲りたいと思ひます。

○大野委員長 いやいや、御協力をお願いいたします。

○山本(弥)委員 そこで、次にお尋ねしたいのは、第八条の「警備業務実施の基本原則」なんです、これはまあ基本原則になつておるわけですが、これは「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正當な活動に干渉してはならない」となつてあるわけですね。これは当然の規定だと思ふのであります。

そこで、最近警備会社が問題になつておりますのは、本庄さんは第二条の第一項の二の、いわば夜警だとか、見回りだとか、あるいは宿直等の、盗難防止が大部分だというお話ですけども、最近世間で非難され、あるいは、ことに労働者側の問題となり、新聞だねになつておりますのは、たとえばチソの問題とか報知新聞の問題のように、争議行為の際の暴行だとか、傷害だとか――那珂湊のように、市長が悪くて、警備員を自分の職員にしてやらせたなんという話は、これは事例は違ふわけなんですけれども、ごくわずかな例が、争議行為で、新聞種になつてにぎわし、警備会社の信用も落としておるといふことなんです。

ね。この争議行為に關与しないということは、「個人若しくは団体の正當な活動に干渉してはならない」ということに包含されるわけですか。争議行為には絶対に干渉をしないような指導をするということをはつきり言い切れるわけでしょうか。

○本庄政府委員 法第八条にあります「個人若しくは団体の正當な活動に干渉してはならない」というのは、正當な争議行為に対する干渉というものを当然含むつもりで立法をいたしております。

○山本(弥)委員 これははつきり、「争議行為等に干渉してはならない」という明文を入れたらどうですか。

○本庄政府委員 争議行為に介入してはならないということ、これを明文化せよという御質問でございますが、いろいろな考え方があると思ひますが、私たちがいたしましては、使用者が従業員以外の第三者に、盗難等の事故の発生を防止その他企業施設の保全と申しますか、保安等の業務に当たらせるといふことは、当該事業所におきまして労働争議が発生している場合におきましても、現行法上は禁止をされておられません、警備業者あるいは警備員についてのみそれを禁止するということ、は、ちょっと理由としては乏しいのじゃないかと考えております。もちろん、争議行為が発生している場合におきましても、争議行為は発生しては、慎重な配慮が必要であらうと思ひます。また、さらに、労働争議が発生しております事業所におきまして警備業務を委託された警備業者あるいは警備員が、労働争議に不當に介入し、労働者の労働基本権を不当に侵害するようなことがあつてはならないということは、これはもちろんでございます、この点につきましては、今回のこの第八条によつて明らかにいたしたというつもりでございます。

○山本(弥)委員 争議行為に介入をしないということはこの条文の中に含まれる、それで、そういう行為に介入してはならないという明文をわざわざ入れる必要はないという御答弁と了承していい

のかどうか。

それから、もう一点。争議行為に介入したような場合には、「警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき」に該当して、「営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る」という十五条が適用になるかどうか。お聞かせ願いたいと思います。

○本庄政府委員 先ほども申しましたように、この八条が「団体の正当な活動」でございますから、正当な争議行為と申しますか、活動と申しますか、それに干渉してはならない。つまり、労働争議に不当な介入をしてはいけないということとは、これははっきり申し上げられると思います。

それから、十五条の点につきましては、お説のとおりでございます。

○山本(弥)委員 時間の関係がありますので、一応打ち切りたいと思います。なお、疑念の点はほかの同僚委員の質問の際に、さらに質問を留保しておきたいと思ひます。

最後に、国家公安委員長にお伺いしたいと思うのであります。私は明治生まれで、どうも、非常に古い考え方と新しい考え方が混在してありまして、委員長に進言するだけの能力も識見もないわけなんです。ただ、人情にお話を申し上げれば、私はある意味において、自分のたどってきた道から言つと、警察官がほんとうにいままでと違つたい警察行政をやつてもらいたいということをお願いする一人なんです。そこで、退職警察官の将来のことにつきまして心配をされているわけですが、過去におきましては、わりに有能な警察官、ことに、幹部クラスの警察官はある程度まで各方面に活動する分野があつたわけですね。今日、警察官の活動分野というものは非常に狭められているという感じを受けているのです。たとえば、自動車運転の試験場とか、あるいは民間の学校とか、そういうところに行く可能性があるわけなんです。この警備会社も、統計があればあとで警察のほうでお示し願ひたいと思うのですが、警察の幹部におられた方も相当関係しておられる方が多いと思うのですが、そういう者が、誤りのない後半生に、自分の職業に喜びを感じてやり得るという機会の多くあることを希望するものであります。あやまちがあつてはならないと思うのです。自分のいた古巣の警察との、古いことばで言いますと、因縁ということを重ねるあまり、安易に自分の余生を考えるということであつてはならない。そこで、ともかくも、新しい人は、この条文にありますとおり今後教育することは必要だと思ひますが、そういう防犯業務、刑法の内容も比較的知つており、仕事も忠実にやり得るというのは、六十くらいで、定年になつてやめた人でも健康であればやれるわけですね。五十五歳でやめた者は当然役に立つと私は思うのです。そういう人が班長や何かなつて仕事をすると申すのです。ところが、それがほんとうに若い人の指導者としてやつていくために、私は、生活の安定という見地からこういう業態の営業を見ていくことがいいんじゃないかと思う。警察の取り締まりのもとにある営業ということになりますと、いままでいろいろ高級幹部の天下りの問題も指摘されていまして、それから言つても、ある意味において道がふさがれるような心配もあるし、ことに届け出をして、万一の場合があれば、英断的に営業の停止——前歴がなければ廃業が命ぜられることはこの法律ではないわけですから、何回も営業の停止を受けるということになるのじゃないかと思うのですが、そういう意味から言ひましても、ひとつ思い切つて、角度を変えた、ほんとうの警備業法の実効があるような考え方に立ちたいことが必要ではないか。かように考えるわけですが、いま急に答弁もめんどろじやないかと思うのですけれども、もし御答弁ができればお願いしたいと思います。

○中村国務大臣 私は、きわめてきつちとした考え方の上に立つた御意見であると思ひますが、前段で御指摘になりましたところの、警察官の一定の年齢までつとめたあとの生活の保障の問題、これは、御指摘のように、行く先がきわめて限られ

ておる。また、世間でもこれを受け入れるという場面が非常に少ない。そういう事情もあります。さらに、警察の任務から考えますと、私は、退職警察官の身分というものは、国で一定の線を保障すべきだと思ひます。変なところへ行つてつとめをしなくても生活は保障されておるといふことがやはり国の警察行政の基本であると思ひます。

ただ、警備業法との関連でございますが、そういう意味からも、警察官が警備業の中に行くといふようなことはあまり好ましいことではない。しかし、仕事の性格から言つて、山本議員も御指摘のように、やはり縁の深いようなことになつていく可能性もあると思う。そういう点でいろいろ間違つたことの起こらないように、なるべくそういうところにも行かないほうが好ましいと私は思ひますけれども、しかし、人間の生活というものはやはり成り立たなければなりませんので、ほかに行く先がないような場合に、そういうところに行くこともあるいは起つてくると思ひます。そういうことを禁止するということは非常にむづかしいのでありますから、先ほど御指摘のあつたように、生活の保障という一つの別途の方法で、そういう方向になるべく行かないように規制していくのがよろしいことじゃないかと、かように考えておるものでございます。

○山本(弥)委員 じゃ、打ち切ります。

○大野委員長 川崎防犯少年課長から、罰則関係のことで、中村委員に対する補足答弁がありま

す。

○川崎説明員 中村先生の、四条、五条、六条関係の届け出違反の罰則について御説明申し上げたいと思ひます。

御案内のように、営業関係の届け出制度につきましては、実態掌握とそれから行政監督、そういうもののために行なわれるものであるわけでございますが、それに対する違反につきましては、そういう当該届け出なり、その届け出に対する違反というものの持つ意味合いによつて罰則の程度と

いうものはきめられるべき筋合いのものであらうというふうに思つてございまして、そういう点から考えてみました場合に、四条違反で無届けで営業するというところにつきましては、欠格事由、その他法的な規制を加えておりまして、この警備業というものの営業停止の要件になるという筋合いのものでございまして、そういう意味で基本的な違反になる。そういう性質のものであるといふふうに思つてございまして、そういういたしまして、四条の虚偽届け出であるとか、五条、六条関係の届け出違反につきましては、言うならば部分的な違反である。そういう筋合いのものであらうといふふうに思つてございまして、そういう点で、四条違反の無届け営業につきましては、十万円、四条の虚偽違反、それから五条、六条関係の無届け、虚偽違反につきましては三万円の罰金といふふうな線をきめておるわけでございますが、五条、六条関係におきまして無届け違反と虚偽違反を区別しなかつた点につきましては、通常の立法例に従つたわけでございます。国内立法におきましては、宅建業法その他いろいろの法律で届け出義務を課しておるわけでございますが、そういう届け出義務につきましては、部分的な届け出違反につきましては、無届けであらうと虚偽届け出であらうと、同じ罰則でもって臨むといふふうなかつたものでございまして、その例に従つてまいつたものでございまして。

○大野委員長 関連質疑を許します。門司亮君。

○門司委員 ちよつと、委員長を通じて、ひとつ資料を出しておいていただきたい。それだけお求めさせていただきます。

その資料の内容は、先ほど同僚の山本委員からのお話のときにもありましたように、いろいろ問題があるかと思ひますが、現行の警備業を営んでおる人と契約をしている人との間の契約書があなたの手にあるはずで、それがなければならぬはずである。それをひとつ参考のために出してもらいたい。現行の制度とこの法律との照らし合わせをしなければいけません。

○大野委員長 よろしゅうございますか

〔林(百)委員〕「具体的な、どの会社との契約というものでなくていい。そういうのがあるでしょう」と呼ぶ

○大野委員長 いまのことはわかりましたか。

○本庄政府委員 現実の本物の契約書そのものはございませんけれども、ティビカルな、モデルといえますか、そういうものはございます。

○門司委員 それを出してもらいたい。

○大野委員長 次回は、来たる十六日火曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会